



337
365



始



東京都市計畫
索引

地域、街路
防火地區
運河、公園
附地域及防火地區關係法規

東京 警眼社發行

337-765



目次

關係法規

東京都市計畫區域 (一)

市街地建築物法適用區域 (一)

市街地建築物法(抄錄) (三)

市街地建築物法施行令(抄錄) (五)

市街地建築物法施行規則(抄錄) (七)

市街地建築物法施行細則(抄錄) (一五)

市街地建築物法第四條第二項ノ規定ニ依ル工業地域内特別ノ區劃規則 (二〇)

防火地區建築補助規則 (二三)

地域索引 (二五)

東京都市計畫地域 (二九)

防火地區索引 (三三)

東京都市計畫防火地區 (三六)

街路運河公園索引 (三七)

舊計畫 (三七)

大正
14. 6. 13
内交

第一 街路ノ部 (七一)

第二 河川、運河ノ部 (八三)

新計畫

第一 街路ノ部 (八六)

第二 運河ノ部 (九九)

第三 公園ノ部 (101)

第四 小公園ノ部 (101)

目次

關係法規

●東京都市計畫區域

(大正十一年四月二十四日
閣公(告))

東京都市計畫區域左ノ通定ム

- 一、東京市
- 一、荏原郡
- 品川町 大森町 羽田町 大井町 大崎町 入新井町 蒲田町 六郷村 矢口村 調布村 池上村 馬込村 平塚村 目黒町 碑衾村 駒澤村 世駄ヶ谷町 玉川村 松澤村
- 一、豊多摩郡
- 淀橋町 中野町 千駄ヶ谷町 澁谷町 大久保町 戸塚町 落合町 代々幡町 野方町 和田堀内村 杉並村 井荻村 高井戸村
- 一、北豊島郡
- 板橋町 南千住町 岩淵町 巢鴨町 王子町 瀧野川町 日暮里町 志村高田町 上練馬村 赤塚村 石神井村 三河島町 尾久町 西巢鴨町 上板橋村 下練馬村 長崎村 中新井村 大泉村
- 一、南足立郡
- 千住町 西新井村 江北村 舍人村 淵江村 梅島村 綾瀬村 東淵江村 花畑村 伊與村
- ◎東京都市計畫區域

◎東京都市計畫區域

一、南葛飾郡

新宿町 龜戶町 大島町 吾嬬町 小松川町 松江村 瑞江村 葛西村 鹿
 本村 寺島町 本田村 龜青村 南綾瀨村 篠崎村 小岩村 金町村 水元
 村 奥戸村 隅田町 砂町
 一、北多摩郡
 砧村 千歳村

二

◎市街地建築物法適用區域

(大正九年十一月十七日勅令第五百四十號)

市街地建築物法ハ東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市及名古屋市ニ之ヲ適用ス
 内務大臣ハ前項ニ掲クル市ノ外ニ亘ル區域ニシテ都市計畫區域タルモノ、全部又ハ一
 部ノ區域ニ市街地建築物法ヲ適用スルコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リ市街地建築物法ヲ適用スル區域ハ内務大臣之ヲ告示ス

附則

本令ハ大正九年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

内務省告示第百七號 大正十一年五月四日

東京都市計畫區域内左記町村ニ大正十一年八月一日ヨリ市街地建築物法ヲ適用ス

東京府荏原郡品川町、大崎町、大井町、目黒町

東京府豊多摩郡中野町、大久保町、戸塚町、淀橋町、代々幡町、千駄ヶ谷町、澁谷町、落
 合村

東京府北豊島郡南千住町、三河島町、日暮里町、瀧野川町、巢鴨町、西巢鴨町、王子町、
 高田町

東京府南葛飾郡吾嬬町、龜戶町、大島町、砂町、寺島町、隅田町
 東京府南足立郡千住町(但シ荒川放水路以北ヲ除ク)

内務省告示第百四十七號 大正十二年七月二十八日

◎市街地建築物法適用區域

三

◎市街地建築物法適用區域
四
東京都市計畫區域内左記町村ニ大正十二年十一月一日ヨリ市街地建築物法ヲ適用ス
東京府荏原郡大森町、入新井町
東京府北豊島郡板橋町、岩淵町、尾久町、長崎村、志村
東京府南葛飾郡小松川町、葛西村

◎市街地建築物法 (大正八年四月四日) (抄録)

- 第一條 主務大臣ハ本法ヲ適用スル區域内ニ住居地域、商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得
- 第二條 建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス
- 第三條 建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス
- 第四條 工場、倉庫其ノ他之ニ準スヘキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス
- 主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ建築物ニシテ著シク衛生上有害又ハ保安上危険ノ虞アル用途ニ供スルモノニ付テハ工業地域内ニ於テ其ノ建築ニ付特別地區ヲ指定スルコトヲ得
- 第五條 前三條ニ規定スル建築物ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第六條 前四條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス
- 第十一條 建築物ヲ建築スル場合ニ於ケル其ノ高又ハ其ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關シテハ地方ノ状況、地域及地區ノ種別、土地ノ情態、建築物ノ構造、前面道路ノ幅員等ヲ參酌シ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

◎市街地建築物法

◎市街地建築物法

第二十三條 本法適用ノ區域ハ勅令ヲ以テ指定スル市、區其ノ他ノ市街地トス

特別ノ必要アル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ其ノ定ムル所ニ依リ前項ノ市街地ノ外ニ互
リ本法適用ノ區域ヲ定ムルコトヲ得

第二十四條 本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築工事中ノ建築、建築工事ニ著手セサ
ルモ設計アル建築物又ハ建築物ニ非サル工作物ニ之ヲ準用スルコトヲ得

第二十五條 本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセサル建築物ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

◎市街地建築物法施行令

(大正九年九月二十九日) (勅令第四百三十八號) (抄録)

改正略符 (イ) (大正十二年八月二十九日勅令第三九五號)
(ロ) (大正十三年六月九日勅令第一五二號)

第一條

建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス
一 常時十五人以上ノ職工ヲ使用スル工場、常時使用スル原動機馬力數ノ合計ニテ
超過スル工場又ハ汽罐ヲ使用スル工場但シ行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞ナシト
認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得スト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

二

五臺以上ノ自動車ヲ常時收容スル車庫
劇場、活動寫真館、寄席又ハ觀物場

三

待合又ハ貸座敷
倉庫業ヲ營ム倉庫

四

火葬場

五

屠場

六

塵埃燒却場

七

前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞アリト認メ命令
ヲ以テ指定スルモノ

八

前條第六號乃至第八號ニ該當スルモノ

九

前條第六號乃至第八號ニ該當スルモノ

◎市街地建築物法施行令

◎市街地建築物法施行令

三 前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ

第三條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス

一 常時百人以上ノ職工ヲ使用スル工場又ハ常時使用スル原動機馬力數ノ合計三十ヲ超過スル工場但シ第一條第一號但書又ハ前條第一號但書ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

二 左ニ掲クル事業ヲ營ム工場但シ行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

イ 銃砲火藥類取締法ノ火藥類ノ製造

ロ 鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、「ピクリン」酸、「ピクリン」酸鹽類、黃燐、赤燐、硫化燐、「カリウム」、「ナトリウム」、「マグネシウム」、過酸化水素、過酸化「カリウム」、過酸化「ナトリウム」、過酸化「バリウム」、硫化炭素、「エーテル」、「コロヂウム」、

「アルコホール」、木精、「アセトン」、「ベンゾール」、「キシロール」、「トルオール」、

「テレピン」油、硝化纖維素、「セルロイド」、石油類其ノ他之ニ類スル引火性又ハ

發火性物品ノ製造

ハ 硫黃、沃度、「ブROOM」、四鹽化炭素、鹽化硫黃、鹽酸、硫酸、硝酸、磷酸、弗化水

素、醋酸、無水醋酸、石炭酸、安息香酸、苛性加里、苛性曹達、「アムモニア」水、炭酸

加里、炭酸曹達、「クロール」石灰、次硝酸蒼鉛、「チアン」化合物、砒素化合物、「バ

リウム」化合物、水銀化合物、鉛化合物、銅化合物、亞硫酸鹽類、「フォルマリン」、

「クロロホルム」、「イヒチオール」、「ズルフオナール」、「グリセリン」、「アンチフ
エプリン」、「アスピリン」、「クレオソート」、「グアヤコール」等其ノ製造ニ際シ有
臭又ハ有害ノ瓦斯又ハ廢液ヲ生スル物品ノ製造

ニ 水銀ヲ用キル計器ノ製造

ホ 燐寸ノ製造

ヘ 金屬ノ熔融又ハ精煉
乾燥油又ハ熔劑ヲ用キル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造

ト 肥料ノ製造

チ 動物質原料ノ化製

リ 製革又ハ毛皮ノ精製

ヌ 骨、角又ハ貝殻ノ乾燥研磨

ル 製油又ハ製蠟

ワ 染料、顔料又ハ塗料ノ製造

カ 煉瓦又ハ坩堝ノ製造

ヨ 「アスファルト」ノ製造

タ 「セメント」、石膏、石灰、煨製石灰、炭化石灰又ハ石灰窒素ノ製造

レ 古綿又ハ襪襪類ノ精製

ソ 礦石類、黑鉛、硝子、煉瓦、陶磁器等ノ粉碎

ツ 石炭瓦斯又ハ壓縮瓦斯ノ製造

ネ 「コークス」ノ製造

◎市街地建築物法施行令

- ナ 石炭「タール」、木「タール」、石油蒸餾産物又ハ其ノ殘渣ヲ原料トスル製造
- ラ 石鹼ノ製造
- ム 製紙
- ウ 溶劑ヲ用キル護謨製品ノ製造
- キ 鋼釘又ハ鋼球ノ製造
- ノ 汽罐ノ製造
- オ 金屬ノ壓延又ハ伸線
- ク 炭素製品ノ製造
- 三 前號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル事業ヲ營ム工場
- 四 第二號イ、ロ、ホ、リ及レノ物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ但シ行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 五 前號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危険ノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ
- 第三條ノ二 地域又ハ工業地域内特別地區ノ指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル建築物ニシテ前三條ノ規定ニ依リ現在地ニ建築スルコトヲ得サル種類ニ屬スルモノハ其ノ指定又ハ變更ノ日ヨリ十年間ヲ限り行政官廳ノ許可ヲ受ケ左記各號ニ規定スル制限内ニ於テ増築、改築又ハ用途ノ變更ヲ爲スコトヲ妨ケス
- 一 地域又ハ地區ノ指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル敷地ヲ超エテ増築又ハ改築セザルコト

- 二 建築物ノ増築又ハ改築ニ因リ増加スヘキ建築面積ハ地域又ハ地區ノ指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル建築物ノ建築面積ノ二分ノ一ヲ超過セザルコト
- 三 建築物ノ増築又ハ改築ニ因リ増加スヘキ床面積ハ地域又ハ地區ノ指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル建築物ノ床面積ヲ超過セザルコト
- 第二十六條ノ規定ニ依リ建築ノ許可ヲ受ケタル建築物ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ地域又ハ地區ノ指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル建築物ト看做ス(イ)
- 第四條 建築物ノ高ハ住居地域内ニ於テハ六十五尺ヲ、住居地域外ニ於テハ百尺ヲ超過スルコトヲ得ス但シ建築物ノ周圍ニ廣濶ナル公園、廣場、道路其ノ他ノ空地アル場合ニ於テ行政官廳交通上、衛生上及保安上支障ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條 煉瓦造建築物、石造建築物及木造建築物ハ高四十二尺軒高三十尺ヲ、木骨煉瓦造建築物及木骨石造建築物ハ高二十五尺、軒高十五尺ヲ超過スルコトヲ得ス(ロ)
- 前項ノ石造ニハ人造石造及「コンクリート」造ヲ、木造ニハ土藏造ヲ包含ス
- 第一項ノ木骨煉瓦造建築物トハ厚三寸以上ノ煉瓦積ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂ヒ木骨石造建築物トハ厚三寸以上ノ石、人造石又ハ「コンクリート」ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂フ
- 一 建築物ニシテ外壁二種以上ノ構造ヨリ成ルモノニ付テハ第一項ノ規定ノ適用ニ關シ制限ノ最嚴ナルモノニ依ル
- 第六條 前二條ニ規定スル建築物ノ高トハ地盤面ヨリ建築物ノ最高部迄ノ高ヲ謂フ

前條第一項ノ軒高トハ地盤面ヨリ建築物ノ外盤上端迄ノ高、外壁上端ニ扶欄、扶壁又ハ軒蛇腹アルトキハ其ノ最高部迄ノ高、出軒ノ場合ニハ軒桁上端迄ノ高ヲ謂フ但シ切妻ノ部分ハ軒高ニ之ヲ算入セス

前二項ノ地盤面ニ高低アルトキハ行政官廳其ノ地盤面ヲ認定ス

第七條 建築物各部分ノ高ハ其ノ部分ヨリ建築物ノ敷地ノ前面道路ノ對側境界線迄ノ水平距離ノ一倍四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス且其ノ前面道路幅員ノ一倍四分ノ一ニ二十五尺ヲ加ヘタルモノヲ限度トス但シ住居地域外ニ在ル建築物ニ付テハ一倍四分ノ一ヲ一倍二分ノ一トス

前項ノ高トハ前面道路ノ中央ヨリノ高ヲ謂フ

第八條 建築物ノ敷地カ幅員同シカラサル二以上ノ道路ニ接スル場合ニ於テ一ノ道路ノ境界線迄ノ水平距離カ其ノ道路幅員ノ一倍二分ノ一以內ニシテ且八十尺以內ノ區域ノ内ニ在ル建築物各部分ノ高ニ付テハ前條ノ規定ノ適用ニ關シ其ノ道路ヲ前面道路ト看做ス

前項ノ規定ニ依ル前面道路二以上アル場合ニ於テ其ノ幅員同シカラサルトキハ幅員小ナル前面道路ハ幅員最大ナル前面道路ト同一ノ幅員ヲ有スルモノト看做ス

第一項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル區域ノ外ニ在ル建築物各部分ニ付テハ幅員最大ナル道路ヲ前面道路ト看做ス

第九條 道路境界線カ建築線ト一致セサル場合ニ於テハ道路境界線又ハ道路幅員ニ關スル前二條ノ規定ノ適用ニ關シ建築線ヲ其ノ道路境界線ト看做ス

第十條 建築物ノ敷地左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前三條ノ規定ニ拘ラス行政官廳

別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

- 一 公園、廣場、河、海ノ類ニ接スルトキ
- 二 前面道路ノ對側ニ公園、廣場、河、海ノ類アルトキ
- 三 其ノ地盤面ト前面道路ノ路面トノ高低ノ差著シキトキ
- 四 高低ノ差著シキ二以上ノ道路ニ接スルトキ
- 五 道路ノ終端ニ位スルトキ

第十一條 行政官廳ハ命令ヲ以テ特ニ道路ヲ指定シ之ニ面スル建築物ノ高ノ最低限度ヲ定ムルコトヲ得

第十二條 煙突、棟飾、避雷針、旗竿、風見竿等建築物ノ屋上ニ突出スルモノノ高ハ建築物ノ高ニ之ヲ算入セス

裝飾塔、物見塔、屋窓、昇降機塔、水槽等建築物ノ屋上突出部ノ高ハ行政官廳命令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ高ニ之ヲ算入セサルコトヲ得

第十三條 本令中高ニ關スル規定ハ煙突、物見塔、扛重機、水槽、氣槽、無線電信用電柱ノ類及工業用建築物ニシテ行政官廳其ノ用途ニ依リ已ムヲ得スト認メ許可シタルモノニ付之ヲ適用セス

本令中高ニ關スル規定ハ社寺建築物ニシテ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルモノニ付之ヲ適用セス

第十四條 建築物ノ建築面積ハ建築物ノ敷地ノ面積ニ對シ住居地域内ニ於テハ十分ノ六、商業地域内ニ於テハ十分ノ八、住居地域及商業地域外ニ於テハ十分ノ七ヲ超過スルコトヲ得ス但シ行政官廳特ニ指定シタル角地其ノ他ノ地區ニ於ケル建築物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス(ロ)

第十五條 前條ノ建築物ノ水平断面ニ於ケル外壁ノ又ハ之ニ代ルヘキ柱ノ中心線内面積中最大ナルモノヲ謂フ但シ地階ニシテ其ノ外壁ノ高地盤面上六尺以下ノモノノ部分ノ面積ハ之ヲ建築物面積ト看做サス
軒、庇、桔出縁ノ類カ前項ノ中心線ヨリ突出スルコト三尺ヲ超エル場合ニ於テハ其ノ外端ヨリ三尺ヲ後退スル線ヲ以テ前項ノ中心線ト看做ス(ロ)

第十六條 第七條、第八條、第十條、第十四條、前條及第十七條ノ建築物ノ敷地トハ一構ノ建築物ニ屬スル一團ノ土地ヲ謂フ

第二十六條 行政官廳ハ建築工事中ノ建築物又ハ建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物ニシテ其ノ建築竣成ノ後ニ於テ市街地建築物法第十八條第一項ノ規定ニ依ル措置ヲ命スル必要ナシト認ムルモノニ付テハ其ノ建築ヲ許可スルコトヲ得

第二十七條 市街地建築物法ハ古社寺保存法又ハ史蹟名勝天然紀念物保存法ノ適用又ハ準用ヲ受クル建築物ニ付之ヲ適用セス

第二十八條 鳥居、形像、紀念門、紀念塔其ノ他ノ建築物ニシテ道路ヲ占用シテ施設スルモノニ對シテハ市街地建築物法第八條、第九條及第十一條ノ規定ヲ適用セス

第二十九條 博覽會建築物、觀覽場、飾門、飾塔、足代及棧橋ノ類ニシテ假設的ノモノニ對シテハ市街地建築物法第二條乃至第六條、第九條及第十一條ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得

第二十九條ノ二 市街地建築物法第二十六條第二項ノ道路ノ境域内ニ於テ行政官廳支障ナシト認ムルトキハ同法第八條、第九條及第十一條ノ規定ニ拘ラス存續期限ヲ附シ假設建築物ノ建築ヲ許可スルコトヲ得(ロ)

市街地建築物法施行規則 (大正九年十一月九日(抄錄) 內務省令第三十七號)

改正略符(イ)大正十一年八月二十四日省令二一號 (ハ)大正十三年六月二十二日省令一五號

第六條 裝飾塔、物見塔、屋簷、昇降機塔、水槽等建築物ノ屋上突出部ニ付テハ市街地建築物法施行令第四條乃至第八條ノ高ノ最高限ノ五分ノ一迄ハ建築物ノ高ニ之ヲ算入セス但シ其ノ算入セサル部分ノ最大幅ハ建築物ノ高ノ五分ノ一ヲ、其ノ最大面積ノ合計ハ建築面積ノ十分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第十九條 居室ハ其ノ室面積ノ十分ノ一以上ノ有效面積ヲ有スル憲又ハ之ニ代ルヘキ採光面ヲ有スヘシ
前項ノ採光面積三尺以上ノ縁側ヲ距ツル場合ハ其ノ採光面積ノ二分ノ一ヲ有效面積ト看做ス此ノ場合ニ於テ濡縁ハ縁側ト看做サス

第一項ノ採光面積ハ左ノ各號ニ該當スル部分ニ限リ有效ナルモノト看做ス但シ道路、公園、廣場等ノ空地ニ面スルモノニ在リテハ此ノ限リニ在ラス

一 其ノ部分ヨリ直上屋根面(直上屋根面ナキトキハ壁頂迄以下同シ)ニ至ル高ハ住居地域内ニ於テハ其ノ面スル隣地境界線迄ノ水平距離ノ二倍半ヲ、商業地域内ニ於テハ五倍ヲ、住居地域及商業地域外ニ於テハ四倍ヲ超過セサルコト

二 其ノ部分ヨリ直上屋根面ニ至ル高ハ住居地域内ニ於テハ同一敷地内ニ在ル對向壁迄ノ水平距離ノ二倍半ヲ、商業地域内ニ於テハ四倍ヲ超過セサルコト

ニ於テハ四倍ヲ超過セサルコト但シ其ノ部分ヲ含ム水平面ヨリ對向壁直上ノ屋根面ニ至ル高カ住居地域内ニ於テハ對向壁迄ノ水平距離ノ二倍半ヲ、商業地域内ニ於テハ五倍ヲ、住居地域及商業地域外ニ於テハ四倍ヲ超過セサルトキハ此ノ限ニ

軒、庇其ノ他著シク採光ヲ妨クルモノアリト認メ又ハ衛生上特別ノ必要アリト認ムルトキハ地方長官ハ採光ニ關シ特ニ採光面ノ増加其ノ他適當ナル措置ヲ命スルコトヲ得(ハ)

第一項ノ適用ニ於テ天窓ハ其ノ面積ヲ三倍ニ換算ス

第一項ノ面積ニ相當スル窓又ハ之ニ代ルヘキ採光面ノ部分ハ其ノ上端ヲ床面上五尺

七寸以上ト爲スヘシ

隨時開放シ得ル襖、障子ノ類ヲ以テ仕切リタル二室ハ本條ノ適用ニ關シ之ヲ一室ト

看做ス

第二十條 居室ニ於テハ直接外氣ニ面シテ室面積ノ二十分ノ一以上ニ相當スル面積ヲ

開放シ得ヘカラシムヘシ但シ之ニ代ルヘキ適當ノ換氣裝置アルトキハ此ノ限ニ在ラ

ス

前條第四項、第六項及第七項ノ規定ハ本條ニ之ヲ準用ス(ハ)

第二十一條 特殊ノ用途ニ充ツル居室ニシテ己ムヲ得サルモノハ地方長官ノ許可ヲ受

ケ第十七條、第十九條及第二十條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得(ハ)

第一百八條 防火地區ハ甲種防火地區及乙種防火地區ノ二種トス

第一百九條 甲種防火地區内ニ在ル建物ハ其ノ外壁ヲ耐火構造ト爲スヘシ

第二十條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ軒、軒蛇腹、屋窓、裝飾塔ノ類ハ不燃材料

ヲ以テ構成スヘシ

第二十一條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ窓又ハ出入口ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當

スルトキハ甲種防火戸ヲ設クヘシ但シ鐵骨網入硝子造ニシテ其ノ面積三十平方尺以

内ノ窓若ハ出入口又ハ屋根、床、柱及階段耐火構造ナル建物ノ窓若ハ出入口ニ在リ

テハ此ノ限リニ在ラス(ハ)

一 其ノ面スル道路ノ對側境界線ヨリ六間未滿ノ距離ニ在ルトキ但シ建築線道路境

界線ト一致セサル場合ニ在リテハ建築線ヲ以テ道路境界線ト看做ス

二 隣地境界線又ハ隣接建物ニ面シ其ノ水平距離六間未滿ナルトキ

三 隣地境界線又ハ隣接建物ヨリノ水平距離六間未滿ノ位置ニ在ルトキ但シ窓、組

子、棧及鏡板鐵造又ハ金屬板ヲ以テ被覆セルモノハ此ノ限ニ在ラス(ハ)

公園、廣場、河、海等ノ空地ニ面スル窓又ハ出入口ニ付テハ前項ノ規定ノ適用ニ於

テ其ノ空地ヲ看做ス(ハ)

第二百二條 甲種防火地區内ニ在ル建物ノ屋根ハ耐火構造ト爲スヘシ但シ厚一寸五

分以上ノ不燃材料ヲ以テ構成シタル野地ヲ有スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二百三條 甲種防火地區内ニ在ル建物ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ其ノ

床、柱及階段ヲ耐火構造ト爲スヘシ

一 建築面積二百坪以上ニシテ階數二以上ノモノ

二 建築面積百坪以上ニシテ階數三以上ノモノ

三 階數四以上ノモノ

第二百四條 甲種防火地區内ニ在ル建物ニシテ道路ニ面セサルモノハ其ノ高十八尺

ヲ、軒高十二尺ヲ、建築面積十二坪ヲ超過セサル場合ニ限リ乙種防火地區内ニ在ル

建物ニ關スル規定ニ依ルコトヲ得但シ地方長官建物ノ用途ニ依リ火災豫防上危險ノ

虞アリト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二百五條 甲種防火地區内ニ在ル牆壁ハ不燃材料ヲ以テ構成スヘシ

第二百二十六條 乙種防火地區内ニ在ル建物ハ其ノ外壁ヲ耐火構造又ハ準耐火構造ト爲スヘシ

第二百二十七條 前條ノ準耐火構造トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル構造ヲ謂フ

一 鐵骨造ニシテ外部ヲ生子板張ト爲シタルモノ

二 鐵骨造又ハ木造ニシテ外部ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル被覆ヲ爲シタルモノ

イ 外面ニ石、煉瓦又ハ人造石ノ類ヲ用キ其ノ厚三寸以上ノモノ

ロ 瓦貼ノ上ニ「セメント、モルタル」塗トシ厚合計一寸二分以上ノモノ

ハ 厚一寸二分以上ノ「セメント、モルタル」塗又ハ「コンクリート」塗

ニ 「セメント、モルタル」塗ノ上ニ化粧煉瓦貼トシ厚合計一寸二分以上ノモノ

ホ 木骨土藏造ニシテ塗土、漆喰等ノ厚合計三寸以上ノモノ

三 其ノ他地方長官之ニ準スト認メタルモノ

第二百二十八條 乙種防火地區内ニ在ル建物ノ軒、軒蛇腹、屋窓、裝飾塔ノ類ハ不燃材料ヲ以テ構成シ又ハ被覆スヘシ

第二百二十九條 乙種防火地區内ニ在ル建物ノ窓又ハ出入口ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ甲種防火戸又ハ乙種防火戸ヲ設クヘシ但シ鐵骨網入硝子造ニシテ其ノ面積四十平方尺以内ノ窓若ハ出入口又ハ其ノ屋根、床、柱及階段耐火構造ナル建物ノ窓若ハ出入口ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

一 其ノ面スル道路ノ對側境界線ヨリ三間未滿ノ距離ニ在ルトキ但シ建築線道路境界線ト一致セサル場合ニ在リテハ建築線ヲ以テ道路境界線ト看做ス

二 隣地境界線又ハ隣接建物ニ面シ其ノ水平距離三間未滿ナルトキ

三 隣地境界線又ハ隣接建物ヨリノ水平距離三間未滿ノ位置ニ在ルトキ但シ窓、組子、棧及鏡板鐵造又ハ金屬板ヲ以テ被覆セルモノハ此ノ限ニ在ラス

公園、廣場、河、海等ノ空地ニ面スル窓又ハ出入口ニ付テハ前項ノ適用ニ於テ其ノ空地ヲ道路ト看做ス

第二百三十條 乙種防火地區内ニ在ル建物ノ屋根ヲ金屬板ヲ以テ被覆スルトキハ其ノ野地ヲ厚一寸以上ノ不燃材料ヲ以テ構成スヘシ

第二百三十一條 防火地區内ニ在ル建物ノ界壁ハ防火壁ト爲スヘシ

第二百三十二條 建物防火地區ノ境界線外ニ亘ル場合ニ於テハ其ノ全部ニ對シ防火地區内ノ建物ニ關スル規定ヲ適用ス但シ其ノ建物ノ部分ヲ成ス防火壁ニシテ防火地區外ニ在ルトキハ其ノ防火壁外ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二百三十三條 建物甲種防火地區及乙種防火地區ニ亘ル場合ニ在リテハ其ノ全部ニ對シ甲種防火地區内ノ建物ニ關スル規定ヲ適用ス但シ其ノ建物ノ部分ヲ成ス防火壁ニシテ甲種防火地區外ニ在ルトキハ其ノ防火壁外ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二百三十四條 前三條ノ防火壁ニ付テハ第三十條ノ規定ヲ準用ス

第二百三十五條 地方長官ハ防火地區内ニ在ル建築物ニ關シ本令ノ規定ノ外火災豫防上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二百三十五條ノ二 地方長官ハ防火地區内ニ在ル建築物ニシテ一時ノ使用ニ供スルモノニ付第二百十九條乃至第三百三十五條ノ規定ニ拘ラス必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

市街地建築物法施行細則

(大正九年十二月一日) (警視廳令第三十三號) (抄録)

第十二條 法適用區域ノ設定若ハ變更、地域若ハ地區ノ指定若ハ變更其ノ他ノ場合ニ於テ建築工事中ノ建築物又ハ建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物ヲ建築セムトスル者ハ其ノ設定、指定若ハ變更アリタル日ヨリ三十日以内ニ第八條第一項各號ノ事項ヲ具シタル書類及設計圖書ヲ提出スヘシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 第八條ノ申請又ハ第十一條ノ届出ヲ爲シタルモノ

二 設定、指定若ハ變更アリタル日ヨリ三十日以内ニ竣功スヘキ建築工事中ノモノ

三 第六條第一號乃至第四號ニ該當セサル建築物ニシテ設定、指定若ハ變更アリタル日ヨリ六十日以内ニ竣功スヘキ建築工事中ノモノ

前項建築工事中ノモノニ在リテハ其ノ進捗ノ程度ヲ附記スヘシ

前各項ノ外必要ト認ムル圖書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第一項ノ建築物ニシテ支障ナシト認ムルモノニ付テハ建築認可證ヲ交付ス

市街地建築物法第四條第二項ノ規定ニ依ル工業地域

内特別地區規則

(大正十二年七月二十八日) (内務省令第二十三號)

第一條 工業地域内ニ特別地區ヲ指定シタル場合ニ於テ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ特別地區ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス但シ地方長官保安上危険ノ又ハ衛生上有害ノ虞ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

一 銃砲火藥類取締法施行規則ノ火藥庫

二 左ニ掲クル事業ヲ營ム工場

イ 銃砲火藥類取締法ノ火藥類ノ製造但シ銃砲火藥類取締法施行規則第四十四條

第二項ノ火工品ヲ除ク

ロ 硝化纖維素、「セルロイド」、鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、「ピクリン」酸、「ピクトリ

ン」酸鹽類、黃磷、過酸化「カリウム」、過酸化「ナトリウム」、硫化炭素、「エーテル」、

「アセトン」、「ベンゼン」、「キシロール」、「トルオール」又ハ「テレピン」油ノ製造

ハ 石油類、鹽化硫黃、硫酸、硝酸、弗化水素、「クロール」石灰、「チヤン」化合物、

砒素化合物、水銀化合物、亞硫酸鹽類及動物質肥料ノ製造並動物質原料ノ化製

三 前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外地方長官著シク保安上危険又ハ衛生上有害ノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル物品ノ製造貯藏又ハ處理ニ供スルモノ

第二條 工業地域内特別地區ノ全部又ハ一部ヲ甲種特別地區ニ指定シタル場合ニ於テ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ甲種特別地區内ニ非サレハ之ヲ建築スルコト

市街地建築物法第四條第二項ノ規定ニ依ル工業地域内特別地區規則

ヲ得ス

- 一 前條第一號又ハ第二號イ若ハロニ該當スルモノ
 - 二 前號ニ掲クルモノヲ除クノ外地方長官著シク保安上危険ノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル物品ノ製造貯藏又ハ處理ニ供スルモノ
- 第三條 工業地域内特別地區ノ全部又ハ一部ヲ乙種特別地區ニ指定シタル場合ニ於テ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ乙種特別地區内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス

- 一 第一條第二號ハニ該當スルモノ
 - 二 前號ニ掲クルモノヲ除クノ外地方長官著シク衛生上有害ノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル物品ノ製造貯藏又ハ處理ニ供スルモノ
- 第四條 前三條中二條ノ規定ノ適用ヲ併セ受クル建築物ヲ建築セムトスル場合ニ在リテハ地方長官其ノ建築スヘキ地區ヲ指定ス

附則

本則中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス
本則ハ公布ノ日ヨリ施行ス

◎防火地區建築補助規則 (大正十三年八月 內務省令第十九號)

第一條 東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域内ニ於ケル大正十二年九月ノ震災ニ因リ火災ニ罹リタル地區ノ中甲種防火地區内ニ於テ市街地建築物法施行規則第四百四十三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケ建物ノ新築又ハ増築ヲ爲ス建築主ニ對シ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ本令ニ依リ補助金ヲ交付ス
前項ノ火災ニ罹リタル地區トハ大正十二年內務省令第三十三號第一條ニ定ムル地區ヲ謂フ

第二條 補助金額ハ左ノ區分ニ依リ復興局長官之ヲ定ム

- 一 建物(第三號ニ掲クル建物ヲ除ク)ノ外壁、床及柱ヲ耐火構造トスルトキ
床面積一坪ニ付 金五拾圓以内
- 二 建物(第三號ニ掲クル建物ヲ除ク)ノ外壁ヲ耐火構造トスルトキ
床面積一坪ニ付 金四拾圓以内
- 三 市街地建築物法第十四條ノ規定ニ依ル特殊建築物耐火構造規則第一條及第二條ニ掲クル建物ニ對スル補助金額ハ左ノ區分ニ依ル
 - イ 第一條ニ掲クル建物 金貳拾圓以内
 - ロ 第二條ニ掲クル建物 金參拾圓以内

◎防火地區建築補助規則

建物ノ外壁ヲ耐火構造トスルトキ

床面積一坪ニ付

金貳拾圓以内

市街地建築物法第十四條ノ規定ニ依ル特殊建築物耐火構造規則第四條ノ規定ニ依リ同規則第一條及第二條ノ規定ヲ準用スル建物ノ部分ニ對シテハ前項第三號ノ規定ヲ準用ス

第一項ノ床面積トハ建物各階ノ建築面積中床ヲ有スル部分(階段室、昇降機室等ニ付テハ床ヲ有スルモノト看做ス)ヲ謂フ但シ地階及屋階ノ床面積ヲ除ク

補助金額ノ算定ニ付テハ一ノ建物ノ床面積ニ一坪未滿ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツ建物ノ構造特ニ簡易ナル部分ニ付テハ第一項ノ補助金額ヲ減スルコトヲ得

第三條 市街地建築物法施行規則第四十三條ノ規定ヲ適用スル建物ノ床面積中床面カ地盤面上四十五尺ヲ超ユルモノハ前條第一項ノ床面積ニ算入セス

第四條 府縣市區及學區ニ對シテハ補助金ヲ交付セス

第五條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ市街地建築物法施行規則第四百十三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ別記様式ニ依ル願書ヲ復興局長官ニ提出シ認可ヲ受クヘシ建物ノ設計又ハ用途ノ變更アリタルニ因リ補助金額ニ増減ヲ生スルトキ亦同シ

前項ノ願書ニハ市街地建築物法施行規則第四百十三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル申請書ノ副本ヲ添付スヘシ

同一ノ建物ニ付建築主數人アル場合ニ於テハ代表者一人ヲ定メ其ノ正當ナルコトヲ證スル書面ヲ願書ト共ニ提出スヘシ

第六條 建築主ニ變更アリタルトキハ其ノ事實ノ生シタル日ヨリ二十日以内ニ復興局長官ニ補助金交付認可書ヲ提出シ其ノ名義變更ヲ請求スヘシ但シ其ノ變更カ補助金交付ノ認可前ナルトキハ復興局長官ニ補助金交付願ノ名義變更ヲ届出ツヘシ

第七條 補助金交付ノ認可ヲ受ケタル者ハ建物使用認可證ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ復興局長官ニ補助金ヲ請求スヘシ

第八條 復興局長官前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ建物検査ノ上補助金ヲ支拂フヘシ

第九條 建物ノ新築又ハ増築ニ關スル地方長官ノ認可效力ヲ失ヒ又ハ取消サレタルトキハ補助金交付ノ認可ハ其ノ效力ヲ失フ

第十條 市街地建築物法施行規則第三百三十二條又ハ第三百三十三條ノ規定ニ依リ甲種防火地區内ノ建物ニ關スル規定ヲ適用スル建物ニ付テハ本令ヲ準用ス但シ甲種防火地區ノ境界線ヨリ六間ヲ超ユル區域ニ在ル建物ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 本令ニ依リ復興局長官ニ提出スヘキ書類ハ東京府ニ於テハ警視總監、神奈川縣ニ於テハ神奈川縣知事ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ神奈川縣ニ付テハ別ニ施行期日ヲ定ム

本令施行前市街地建築物法施行規則第四百十三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル者本令ニ依ル補助金ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ本令施行ノ日ヨリ六十日以内ニ第五條ノ規定ニ依ル願書ヲ提出スヘシ

本令施行ノ際又ハ防火地區變更ノ際第一條ノ甲種防火地區内ニ於テ新築又ハ増築工事中ノ建物ニ付テハ本令ヲ準用ス

◎防火地區建築補助規則

(別記)

補助金交付願様式

防火地區建築補助金交付願
 防火地區建築補助規則ニ依リ補助金交付認可相成度左記書類添付及出願候也
 大正 年 月 日

復興局長官

建物坪數計算

建築敷地ノ地名

殿

住所

建築主 氏

名 ㊦

階別	用途	構造	坪數(床面積)	備考
第一階			坪合	
第二階				
第三階				
第四階				
第五階				

市 區 町 番地

計

添附書類

一市街地建築物法施行規則第四百三十三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル申請書ノ副本

補助金額變更願様式

防火地區建築補助金額變更願

大正 年 月 日 號ヲ以テ補助金交付認可相受候處今般建物用途
 設計ノ變更アリタル
 ニ因リ補助金額變更ノ義認可相受度左記書類添付及出願候也
 大正 年 月 日

住所

建築主 氏

名 ㊦

復興局長官

補助金額變更計算

建築敷地ノ地名

殿

市

區 町

番地

第一階	坪數(床面積)		備考
	現在	變更	

計	第五階		第四階		第三階		第二階	
	變更	現在	變更	現在	變更	現在	變更	現在

添附書類 一設計用途變更ニ關シ市街地建築物法施行規則第四百十三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル申請書ノ副本

地域索引

◎東京都市計畫地域

大正十四年一月二十六日
內務省告示第十四號

東京都市計畫區域内ニ於ケル市街地建築物法第一條ノ規定ニ依ル地域及同法第四條第二項ノ規定ニ依ル工業地域内特別地區左ノ通指定シ大正十四年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

東京都市計畫商業地域、工業地域、工業地域内特別地區及住居地域

第一 商業地域之部

一 東京市内

イ 左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地

麴町區内

- 一 大手町一丁目、同二丁目、元衛町、竹平町、道三町、錢瓶町、永樂町一丁目、同二丁目、八重洲町一丁目、同二丁目、有樂町一丁目、同二丁目、同三丁目、西日比谷町、内山下町一丁目、同二丁目、外櫻田町、霞ヶ關二丁目、内幸町一丁目、同二丁目、飯田町四丁目、飯田河岸ノ全部
- 二 霞ヶ關一丁目、永田町一丁目、飯田町一丁目、同二丁目、同五丁目、富士見町一丁目、三番町ノ一部

神田區内

- 一 鍛冶町、鍋町、下白壁町、黒門町、小柳町、紺屋町、材木町、富山町、松枝町、大和町、平永町、柳町、元柳原町、富松町、久右衛門町、元佐久間町、佐久間町一丁目、同

◎東京都市計畫地域

二丁目、同三丁目、同四丁目、和泉町、花岡町、平河町、花房町、松永町、相生町、花田町、仲町一丁目、同二丁目、山本町、旅籠町一丁目、同二丁目、同三丁目、末廣町、榮町、龜住町、松富町、五軒町、八名川町、元久右衛門町一丁目、同二丁目、餌鳥町、通新石町、須田町、松田町、東福田町、西福田町、南乗物町、北乗物町、美倉町、東今川町、元岩井町、東紺屋町、東松下町、岩本町、東龍閑町、豊島町、江川町、金澤町、橋本町一丁目、同二丁目、同三丁目、田代町、臺所町、松住町、一ッ橋通町、南神保町、今川小路一丁目、同二丁目、同三丁目、北神保町、表神保町、西小川町一丁目、同二丁目、三崎町一丁目、同二丁目、同三丁目、中猿樂町、美土代町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、三河町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、連雀町、錦町一丁目、同二丁目、同三丁目、雄子町、鎌倉町、松下町、皆川町、關口町、蠟燭町、永富町、旭町、新銀町、千代田町、新石町、堅大工町、多町一丁目、同二丁目、西今川町、塗師町、上白壁町、岩井河岸、鎌倉河岸、鞍地河岸、柳原河岸、佐久間河岸、三崎河岸、昌平河岸ノ全部

二 通神保町、表猿樂町、佐柄木町、宮本町、同朋町ノ一部
日本橋區ノ全部

京橋區内

一 南横町、北横町、桶町、南大工町、南鍛冶町、五郎兵衛町、疊町、南紺屋町、西紺屋町、北紺屋町、中橋廣小路町、南傳馬町一丁目、同二丁目、同三丁目、中橋和泉町、大鋸町、南鞘町、松川町、鈴木町、常盤町、具足町、因幡町、柳町、本材木町三丁目、炭町、元數寄屋町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、山下町、山城町、南佐柄

木町、加賀町、八官町、丸屋町、弓町、新肴町、彌左衛門町、鎗屋町、南鍋町一丁目、同二丁目、瀧山町、惣十郎町、日吉町、金六町、南水谷町、銀座一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、尾張町一丁目、同二丁目、竹川町、出雲町、南金六町、三十間堀一丁目、同二丁目、同三丁目、木挽町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目、采女町、南八丁堀一丁目、同二丁目、同三丁目、新富町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、入船町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、新榮町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、新湊町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、本湊町、船松町、築地一丁目、同二丁目、同三丁目、南小田原町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、南飯田町、南本郷町、上柳原町、松屋町一丁目、同二丁目、同三丁目、高代町、岡崎町一丁目、同二丁目、元島町、水谷町、八丁堀仲町、永島町、長澤町、幸町、日比谷町、本八丁堀一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、富島町、南新堀一丁目、同二丁目、濱町、鹽町、四日市町、銀町一丁目、同二丁目、靈巖島町、大川端町、長崎町一丁目、同二丁目、越前堀一丁目、同二丁目、川口町、東湊町一丁目、同二丁目、新船松町、稻荷河岸、西豊玉河岸、本材河岸、龜島河岸、楓河岸、竹河岸、大根河岸、越前堀河岸、綱河岸、北新河岸、北櫻河岸、南新堀河岸、南新河岸、南櫻河岸、湊河岸、新富河岸、將監河岸、白魚河岸、日比谷河岸、東豊玉河岸、船松河岸、上柳原町地先、小田原河岸、南飯田河岸ノ全部

二 築地四丁目ノ一部

芝區內

- 一 芝口一丁目、同二丁目、同三丁目、源助町、露月町、柴井町、汐留町一丁目、同二丁目、今入町、新幸町、二葉町、南佐久間町一丁目、同二丁目、新櫻田町、櫻田本郷町、同太左衛門町、同善右衛門町、同備前町、同伏見町、同鍛冶町、同久保町、同和泉町、兼房町、烏森町、日蔭町一丁目、同二丁目、田村町、宇田川町、宇田川横町、神明町、愛宕町三丁目、愛宕下町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、濱松町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、新錢座町、新網町、三島町、宮本町、七軒町、中門前一丁目、同二丁目、同三丁目、片門前一丁目、同二丁目、土手跡町、金杉一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、金杉川口町、金杉濱町、新堀町、西應寺町、田町三丁目、横新町、松本町、本芝一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、本芝材木町、本芝下町、本芝入横町、三田四國町、三田同朋町、南金杉河岸、北金杉河岸、芝口河岸、新堀河岸ノ全部
- 二 濱崎町、芝公園地、愛宕町二丁目、田町一丁目、同二丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、車町、通新町、湊町、南濱町ノ一部

麻布區內

- 一 網代町ノ全部
- 二 坂下町、山元町、新廣尾町一丁目ノ一部

赤坂區內

- 一 田町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、表町一丁目、

傳馬町一丁目、新町一丁目、同二丁目ノ全部

- 二 傳馬町三丁目、新町三丁目、田町七丁目、溜池町ノ一部

四谷區內

- 一 新堀江町ノ全部

- 二 傳馬町一丁目、同二丁目、同三丁目、笹笥町、荒木町、永住町、麴町十一丁目、同十二丁目、同十三丁目、新宿二丁目、同三丁目、旭町ノ一部

牛込區內

- 一 神樂町三丁目、上宮比町ノ全部

- 二 神樂町一丁目、同二丁目、肴町、若宮町ノ一部

小石川區內

- 一 市兵衛河岸ノ全部

- 二 指ヶ谷町ノ一部

本郷區內

- 一 春木町一丁目、同二丁目、湯島一丁目、湯島天神町二丁目、同三丁目、湯島梅園町、湯島同朋町ノ全部

- 二 本郷一丁目、同二丁目、同三丁目、金助町、春木町三丁目、湯島六丁目、湯島三組町、湯島天神町一丁目、駒込東片町、駒込淺嘉町、駒込神明町ノ一部

下谷區內

- 一 二長町、竹町、御徒町一丁目、同二丁目、同三丁目、仲御徒町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、長者町一丁目、同二丁目、同朋町、數寄屋町、坂町、下谷町一

一 丁目、同二丁目、練堀町、上野町一丁目、同二丁目、上野元黑門町、東黑門町、西黑門町、上野南大門町、上野北大門町、上野廣小路町、上野三橋町、上野山下町、五條町、西町、車坂町、上車坂町、下車坂町、萬年町二丁目、善養寺町ノ全部

二 南稻荷町、北稻荷町、豊住町、坂本町一丁目、金杉上町、金杉下町、三ノ輪町、池ノ端仲町、中根岸町、龍泉寺町ノ一部

淺草區内

一 茅町一丁目、同二丁目、上平右衛門町、下平右衛門町、左衛門町、神町、森田町、新片町、旅籠町一丁目、同二丁目、新旅籠町、須賀町、新須賀町、瓦町、福井町一丁目、同二丁目、同三丁目、新福井町、猿屋町、新猿屋町、御藏前片町、南元町、北元町、南富坂町、新森田町、北富坂町、福富町、新福富町、老松町、元鳥越町、西鳥越町、東三筋町、西三筋町、小島町、八幡町、三好町、黒船町、諏訪町、壽町、三間町、駒形町、材木町、並木町、茶屋町、東仲町、西仲町、田原町一丁目、同二丁目、同三丁目、北田原町、新畑町、北仲町、馬道町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、花川戸町、山ノ宿町、金龍山瓦町、聖天町、聖天横町、猿若町一丁目、同二丁目、同三丁目、田中町、淺草公園地、向柳原町一丁目、同二丁目、象潟町、千束町二丁目、同三丁目、同四丁目、淺草公園地、向柳原町一丁目、同二丁目、新吉原五十間町、新吉原江戸町一丁目、同二丁目、新吉原揚屋町、新吉原角町、新吉原京町一丁目、同二丁目、駒形河岸、淺草河岸、鳥越河岸、代地河岸、小島河岸、左衛門河岸ノ全部

二 北三筋町、榮久町、永住町、神吉町、元吉町、淺草町、森下町、千束町一丁目、地方

今戸町ノ一部

本所區内

一 向島請地町、同須崎町ノ一部

深川區内

一 洲崎辨天町一丁目、同二丁目ノ全部

二 富岡門前町、門前河岸ノ一部

□ 左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ニ接スル建築物ノ敷地

一 麴町區麴町一丁目一番地ノ二地先ヨリ四谷見附橋ヲ經テ四谷區新宿三丁目四

十八番地ノ一地先ヲ左折シ旭町三十六番地地先市郡境界ニ至ルノ路線

二 麴町區隼町七番地地先ヨリ麴町二丁目九番地ノ一地先ニ至ルノ路線

三 麴町區飯田町二丁目五十四番地ノ一地先ヨリ市ヶ谷橋南詰ニ至ルノ路線

四 麴町區飯田町二丁目五十四番地ノ一地先ヨリ飯田橋ヲ經テ牛込區津久戸町、

肴町及市ヶ谷柳町ヲ經テ若松町六番地ノ一地先ヲ左折シ同四十九番地ノ二地先

ニ至ルノ路線

五 麴町區牛込橋東詰ヨリ飯田町六丁目十四番地地先ニ至ルノ路線

六 麴町區飯田町六丁目十七番地ノ一地先ヨリ飯田町三丁目十番地ノ一地先ニ至

ルノ路線

七 大正十三年三月十一日內閣認可東京都市計畫街路ノ部中幹線(以下單ニ幹線ト謂フ)第三

十五號ノ内神田區昌平橋南詰ヨリ佐柄木町幹線第二號交叉點迄、幹線第二號ノ

内幹線第三十五號交叉點ヨリ表猿樂町大正十三年三月十一日內閣認可東京都市

- 計畫街路ノ部中補助線(以下單ニ補)第二十九號接合點迄及補助線第二十九號
- 八 芝區琴平町一番地ノ五地先ヨリ神谷町、麻布區飯倉町三丁目及赤羽橋ヲ經テ芝區田町四丁目十二番地地先ニ至ルノ路線
 - 九 芝區田町四丁目十二番地地先ヨリ車町、高輪北町及高輪南町ヲ經テ八ツ山橋西詰市郡境界ニ至ルノ路線
 - 十 芝區南佐久間町一丁目一番地ノ七地先ヨリ田村町三番地地先ニ至ルノ路線
 - 十一 芝區琴平町二番地ノ五地先ヨリ赤坂區溜池町ヲ經テ辨慶橋南詰ヲ左折シ傳馬町三丁目二番地ノ一地先ニ至ルノ路線
 - 十二 芝區愛宕町二丁目八番地地先ヨリ同三丁目六番地地先ニ至ルノ路線
 - 十三 芝區赤羽町一番地地先ヨリ麻布區一ノ橋、宮下町及北日ヶ窪ヲ經テ六本木町三十六番地ノ一地先ニ至ルノ路線
 - 十四 芝區三田二丁目二十番地地先ヨリ同四丁目二十四番地ノ一地先ニ至ルノ路線
 - 十五 芝區三田三丁目一番地地先ヨリ同十一番地ノ二地先ニ至ルノ路線
 - 十六 芝區君塚町一番地地先ヨリ二本榎西町二番地ノ十九地先ヲ右折シ白金猿町二番地ノ一地先ヲ左折シ同十三番地地先市郡境界ニ至ルノ路線
 - 十七 芝區三田豐岡町一番地ノ七地先ヨリ白金志田町ヲ經テ白金臺町二丁目三十一番地地先市郡境界ニ至ルノ路線
 - 十八 芝區車町二十六番地ノ四地先ヨリ同三十五番地ノ三地先ニ至ルノ路線
 - 十九 芝區白金志田町三番地ノ一地先ヨリ麻布區古川橋ヲ經テ新廣尾町二丁目百

- 八番地ノ二地先ヲ右折シ新堀町ヲ經テ新廣尾町一丁目百十二番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 二十 芝區白金志田町十二番地ノ七地先ヨリ老増町ヲ經テ白金三光町二百番地ノ一地先市郡境界ニ至ルノ路線
- 二十一 麻布區市兵衛町二丁目六十三番地ノ一地先ヨリ三河臺町二十三番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 二十二 麻布區新網町二丁目九番地ノ三地先ヨリ坂下町ヲ經テ山元町四十九番地地先ニ至ルノ路線
- 二十三 麻布區新廣尾町二丁目百六番地地先ヨリ豊多摩郡澁谷町大字下澁谷天現寺橋東詰ヲ右折シ同字麻布廣尾町ヲ經テ麻布區筭町五十四番地ノ四地先ニ至ルノ路線
- 二十四 赤坂區一ツ木町五番地ノ一地先ヨリ表町二丁目十六番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 二十五 赤坂區傳馬町三丁目六番地地先ヨリ表町二丁目一番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 二十六 赤坂區青山南町一丁目八番地ノ一地先ヨリ同六丁目五十四番地ノ乙地先市郡境界ニ至ルノ路線
- 二十七 赤坂區青山北町四丁目九番地地先ヨリ同七十五番地地先ヲ左折シ豊多摩郡千駄ヶ谷町大字原宿字竹ノ下六十番地地先ヲ右折シ四谷區霞ヶ岳町ヲ經テ鹽町三丁目二十一番地地先ニ至ルノ路線

- 二十八 赤坂區溜池町三番地ノ一地先ヨリ田町七丁目十三番地ノ二地先ヲ右折シ
同二番地ノ二地先ニ至ルノ路線
- 二十九 赤坂區溜池町六番地ノ一地先ヨリ麻布區笹笥町、霞町、弁町及赤坂區青山
北町六丁目四十六番地ノ一地先ヲ經テ同四十八番地地先市郡境界ニ至ルノ路線
- 三十 赤坂區新町三丁目三十一番地地先ヨリ同五丁目ヲ經テ檜町五番地ノ十地先
ニ至ルノ路線
- 三十一 四谷區麴町十一丁目一番地地先ヨリ笹笥町ヲ經テ北伊賀町一番地ノ二地
先ヲ右折シ片町二十九番地ノ二地先ニ至ルノ路線
- 三十二 四谷區霞ヶ岳町四十五番地地先ヨリ同四十六番地地先市郡境界ニ至ルノ
路線
- 三十三 四谷區忍町十八番地ノ一地先ヨリ東信濃町十一番地ノ三地先ニ至ルノ路
線
- 三十四 四谷區三光町百二十七番地ノ一地先ヨリ豊多摩郡大久保町大字西大久保
ヲ經テ陸軍用地ニ至リ曲折シ戸塚町大字源兵衛面影橋南詰ニ至ルノ路線
- 三十五 四谷區永住町十九番地地先ヨリ牛込區市ヶ谷富久町二十七番地ノ一地先
ヲ經テ四谷區片町十二番地地先ヲ右折シ牛込區市ヶ谷本村町及船河原橋ヲ經テ
小石川區市兵衛河岸十號地地先ニ至ルノ路線
- 三十六 牛込區神樂町一丁目九番地ノ二地先ヨリ同一丁目十一番地ノ一地先ニ至
ルノ路線
- 三十七 牛込區肴町三十二番地ノ一地先ヨリ通寺町及東横町三番地ノ一地先ヲ經

- ヲ横町三十番地ノ一地先ヲ右折シ早稻田鶴卷町百七十一番地ノ一地先ニ至ルノ
路線
- 三十八 牛込區津久戸町二十番地ノ一地先ヨリ東五軒町十八番地地先ヲ左折シ西
五軒町、改代町及山吹町ヲ經テ早稻田鶴卷町四百三十二番地ノ一地先市郡境界
ニ至ルノ路線
- 三十九 牛込區改代町二十七番地地先ヨリ山吹町三百二十番地ノ一地先ニ至ルノ
路線
- 四十 牛込區天神町三番地ノ一地先ヨリ山吹町、小石川區關口水道町及江戸川橋
ヲ經テ音羽町一丁目二十番地ノ一地先ヲ右折シ大塚仲町ヲ經テ氷川下町六十三
番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 四十一 牛込區細工町二十七番地ノ二地先ヨリ拂方町一番地ノ一地先ニ至ルノ路
線
- 四十二 牛込區市ヶ谷仲ノ町二十九番地ノ一地先ヨリ市ヶ谷柳町八番地ノ一地先
ニ至ルノ路線
- 四十三 牛込區喜久井町三十七番地ノ一地先ヨリ馬場下町ヲ經テ高田町十二番地
地先市郡境界ニ至ルノ路線
- 四十四 牛込區若松町三十四番地ノ一地先ヨリ同四十番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 四十五 牛込區市ヶ谷谷町九十二番地ノ五地先ヨリ余丁町二十六番地ノ一地先市
郡境界ニ至ルノ路線
- 四十六 牛込區改代町十六番地地先ヨリ古川橋ヲ經テ小石川區小日向水道町八番

●東京都市計畫地圖

地ノ一地先ヲ左折ノ櫻木町五番地地先ニ至ルノ路線

四十七 小石川區水道橋北詰ヨリ春日町、白山前町、本郷區駒込東片町及駒込淺嘉町ヲ經テ駒込動坂町二百八番地地先市郡境界ニ至ルノ路線

四十八 小石川區指ヶ谷町四十三番地ノ一地先ヨリ同二十六番地地先ニ至ルノ路線

四十九 小石川區掃除町四十七番地ノ一地先ヨリ同三十六番地ノ二地先ヲ右折シ

柳町二十九番地ノ四地先ヲ左折シ初音町十五番地地先ニ至ルノ路線

五十 小石川區柳町二十二番地ノ一地先ヨリ同一番地地先ニ至ルノ路線

五十一 小石川區東古川町十番地ノ一地先ヨリ關口水道町ヲ經テ關口町四番地地先市郡境界ニ至ルノ路線

五十二 小石川區音羽町五丁目六番地ノ一地先ヨリ關口町及高田老松町ヲ經テ高

田豐川町四十三番地ノ二地先市郡境界ニ至ルノ路線

五十三 小石川區大塚辻町八番地ノ一地先ヨリ同十番地ノ一地先市郡境界ニ至ルノ路線

五十四 小石川町音羽町一丁目一番地ノ一地先ヨリ西青柳町ヲ經テ高田豊川町一番地地先ニ至ルノ路線

五十五 小石川區大塚坂下町九番地ノ一地先ヨリ同百二十九番地地先市郡境界ニ至ルノ路線

五十六 本郷區湯島一丁目十五番地ノ一地先ヨリ本郷三丁目及駒込追分町ヲ經テ駒込上富士前町十九番地ノ二地先市郡境界ニ至ルノ路線

五十七 本郷區湯島六丁目五番地ノ一地先ヨリ春木町三丁目十三番地ノ二地先ニ至ルノ路線

五十八 本郷區東竹町二十九番地ノ三地先ヨリ本郷一丁目十五番地ノ一地先ニ至ルノ路線

五十九 本郷區湯島天神町二丁目五番地ノ一地先ヨリ本郷三丁目、眞砂町、小石川區春日町、上富坂町及竹早町ヲ經テ大塚辻町十一番地ノ一地先市郡境界ニ至ルノ路線

六十 本郷區本郷二丁目十九番地ノ一地先ヨリ弓町一丁目一番地ノ一地先ニ至ルノ路線

六十一 本郷區本郷四丁目二十二番地地先ヨリ菊坂町ヲ經テ田町四十五番地ノ一地先ヲ左折シ小石川區初音町十六番地地先、戸崎町及白山御殿町四十九番地ノ一地先ヲ經テ氷川下町七十一番地ノ一地先市郡境界ニ至ルノ路線

六十二 本郷區駒込東片町八番地地先ヨリ小石川區白山前町ヲ經テ駕籠町二百四十八番地地先市郡境界ニ至ルノ路線

六十三 本郷區駒込東片町八十番地ノ一地先ヨリ駒込肴町、駒込千駄木町及下谷區谷中三崎町ヲ經テ谷中茶屋町一番地地先ヲ右折シ上野櫻木町二十三番地ノ二地先ニ至ルノ路線

六十四 本郷區根津八重垣町四十九番地地先ヨリ根津片町十九番地ノ一地先ニ至ルノ路線

六十五 本郷區根津八重垣町三十一番地ノ一地先ヨリ根津藍染町二十五番地ノ一地先ニ至ルノ路線

地先ニ至ルノ路線

- 六十六 下谷區池ノ端七軒町二十八番地ノ一地先ヨリ本郷區駒込千駄木町、駒込坂下町及駒込神明町ヲ經テ駒込上富士前町五番地ノ二地先ニ至ルノ路線
- 六十七 下谷區豊住町十五番地地先ヨリ鐵道用地東側ニ沿ヒ曲折シ坂本町一丁目同二丁目、同三丁目、同四丁目及金杉上町ヲ經テ金杉下町幹線第一號及同第五號接合點ニ至ルノ路線
- 六十八 幹線第六號ノ内下谷區北稻荷町幹線第三十四號交叉點ヨリ淺草區松清町幹線第五號交叉點迄
- 六十九 補助線第七十四號ノ内下谷區萬年町二丁目幹線第一號交叉點ヨリ淺草區芝崎町幹線第五號交叉點迄
- 七十 幹線第一號ノ内下谷區萬年町二丁目補助線第七十四號交叉點ヨリ金杉上町補助線第三十二號接合點迄及幹線第五號接合點ヨリ三ノ輪町四十番地ノ一地先市郡境界迄
- 七十一 下谷區金杉下町百十番地地先ヨリ三ノ輪町七十六番地ノ一地先市郡境界ニ至ルノ路線
- 七十二 淺草區新谷町十四番地ノ五地先ヨリ下谷區坂本町三丁目ヲ經テ上根岸町四十八番地ノ一地先ヲ右折シ同百三十一番地地先市郡境界ニ至ルノ路線
- 七十三 幹線第三十四號ノ内淺草區七軒町幹線第五十一號交叉點ヨリ下谷區入谷町終點迄
- 七十四 淺草區七軒町一番地ノ一地先ヨリ榮久橋ヲ經テ森下町四番地ノ三地先ニ至ルノ路線

七十五 補助線第三十三號ノ内下谷區入谷町起點ヨリ淺草區七軒町幹線第五十一號交叉點迄

- 七十六 淺草區北三筋町三十八番地ノ一地先ヨリ光月町補助線第六號起點ニ至ルノ路線及補助線第六號ノ内起點ヨリ下谷區龍泉寺町補助線第七十一號交叉點迄
- 七十七 幹線第五號ノ内淺草區森下町幹線第五十一號交叉點ヨリ下谷區龍泉寺町補助線第七十一號交叉點迄
- 七十八 淺草區聖天町三十六番地ノ二地先ヨリ地方今戸町九十三番地ノ六地先ニ至ルノ路線
- 七十九 淺草區吉野橋北詰ヨリ吉野町及山谷町ヲ經テ田中町五十一番地ノ一地先市郡境界ニ至ルノ路線
- 八十 淺草區今戸橋北詰ヨリ今戸町ヲ經テ橋場町四十五番地地先市郡境界ニ至ルノ路線
- 八十一 淺草區地方今戸町九十三番地ノ六地先ヨリ玉姬町ヲ經テ橋場町六十三番地地先ニ至ルノ路線
- 八十二 補助線第八十二號ノ内淺草區地方今戸町幹線第二十三號接合點ヨリ龜岡町三丁目終點迄及補助線第三十九號
- 八十三 補助線第七十九號ノ内淺草區地方今戸町七十七番地ノ一地先ヨリ今戸町補助線第三十七號接合點迄
- 八十四 本所區吾妻橋東詰ヨリ中ノ郷原庭町三十三番地ノ三地先ニ至ルノ路線
- 八十五 幹線第五十一號ノ内本所區厩橋東詰ヨリ横川橋西詰迄

◎東京都市計畫地圖

- 八十六 本所區石原町二十番地ノ三地先ヨリ法恩寺橋ヲ經テ天神橋西詰市郡境界ニ至ルノ路線
- 八十七 本所區兩國橋東詰ヨリ江東橋ヲ經テ茅場町三丁目十一番地ノ四地先ニ至ルノ路線
- 八十八 幹線第十號
- 八十九 補助線第十一號ノ内本所區小梅業平町起點ヨリ深川區富川町補助線第四十四號交叉點迄
- 九十 深川區新大橋東詰ヨリ北ノ橋、伊豫橋及菊川橋ヲ經テ猿江裏町百二十七番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 九十一 深川區永代橋東詰ヨリ福島橋、汐見橋及舟木橋ヲ經テ澤海橋西詰ニ至ルノ路線
- 九十二 幹線第二十七號ノ内深川區福住町起點ヨリ龜住町幹線第十號交叉點迄
- 九十三 幹線第二十二號ノ内本郷區湯島四丁目起點ヲリ神田區同朋町二十一番地地先迄
- 九十四 幹線第四十四號
- 九十五 補助線第三十號ノ内下谷區坂本裏町起點ヨリ淺草區千束町一丁目幹線第五號交叉點迄
- 九十六 補助線第七十二號ノ内下谷區金杉上町起點ヨリ淺草區龍泉寺町幹線第五號交叉點迄
- 九十七 補助線第三十二號及補助線第七十一號ノ内下谷區金杉上町起點ヨリ淺草

區龍泉寺町幹線第五號交叉點迄

- 九十八 補助線第一號ノ内淺草區今戶橋北詰起點ヨリ橋場町補助線第三十八號交叉點迄
- 九十九 幹線第六號ノ内本所區隅田川新架橋東詰ヨリ押上町終點迄
- 百 幹線第三十八號ノ内本所區隅田川新架橋東詰ヨリ中ノ郷業平町終點迄
- 百一 幹線第二十四號
- 百二 幹線第三十號ノ内本所區中ノ郷元町起點ヨリ向島須崎町市郡境界迄
- 百三 補助線第七十三號
- 百四 補助線第七十五號ノ内淺草區神吉町幹線第三十四號交叉點ヨリ松清町幹線第五號交叉點迄
- 百五 淺草區千束町一丁目百二十四番地ノ一地先ヨリ同町補助線第八十三號起點ニ至ルノ路線及補助線第八十三號ノ内千束町一丁目起點ヨリ森下町幹線第五十一號交叉點迄
- 百六 補助線第八十四號ノ内下谷區金杉上町補助線第七十二號交叉點ヨリ淺草區北三筋町幹線第五十一號交叉點迄
- 百七 補助線第四十一號ノ内本所區中ノ郷原庭町幹線第六號交叉點ヨリ北新町幹線第五十一號交叉點迄
- 百八 補助線第八號ノ内本所區中ノ郷竹町起點ヨリ荒井町幹線第五十一號交叉點迄
- 百九 補助線第三百三號本所區中ノ郷原庭町起點ヨリ松倉町一丁目補助線第十一號

◎東京都市計畫地圖

交叉點迄

二 荏原郡内

イ 左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地

品川町ノ内

一 大字北品川宿、大字品川歩行新宿、大字南品川宿、大字二日五市ノ一部

大森町ノ一部

大井町ノ一部

ロ 左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ニ接スル建築物ノ敷地

一 一東京市内ノ第九號路線終點ヨリ品川町品川橋北詰ニ至ルノ路線

二 品川町大字北品川宿字八ッ山百七十番地地先ヨリ大字北品川宿字御殿山及大字二日五市字東淺間ヲ經テ大井町字一本松二千四百六十番地ノ一地先ニ至ルノ路線

三 大井町字一本松二千四百六十番地ノ一地先ヨリ大森町字前方三千四百八十三番地地先蒲田町境界ニ至ルノ路線

四 大井町字瀧王子四千三百六十四番地地先ヨリ入新井町大字新井宿ヲ經テ同字小母澤九百十三番地地先池上村境界ニ至ルノ路線

五 入新井町大字不入斗字八幡十九番地ノ一地先ヨリ同字堀後ヲ經テ大字新井宿字八景坂二千三百七十番地ノ六十一地先ニ於テ前號路線ニ接續スルノ路線

六 大森町字千代田二千七百六十三番地地先ヨリ中ノ橋南詰羽田町境界ニ至ルノ路線

七 一東京市内ノ第十六號路線終點ヨリ大崎町大字下大崎字五反田二百八十四番地地先ヲ左折シ大崎橋ヲ經テ同字谷在家三百二十四番地ノ一地先ヲ右折シ大字桐ヶ谷字向原三番地地先ヲ左折シテ字原百二十九番地ノ二地先平塚村境界ニ至ルノ路線

八 一東京市内ノ第十七號路線終點ヨリ大崎町大字上大崎字永峰通五百八十四番地地先ニ至ルノ路線

九 目黒町大字上目黒字氷川六百二十番地地先ヨリ大字中目黒ヲ經テ大字下目黒字下耕地二百五十二番地地先大崎町境界ニ至ルノ路線

十 目黒町大字中目黒字八幡四百六十一番地ノ二地先ヨリ大字三田字鎗ヶ崎一番地地先澁谷町境界ニ至ルノ路線

十一 三豊多摩郡内ノ第七號路線終點ヨリ目黒町大橋ヲ經テ大字上目黒字東山九百八十二番地地先世田ヶ谷町境界ニ至ルノ路線

三 豊多摩郡内

イ 左記區域内ニアル建築物ノ敷地

淀橋町ノ内

一 大字角筈ノ一部

千駄ヶ谷町ノ内

一 大字千駄ヶ谷ノ一部

澁谷町ノ内

一 大字中澁谷ノ一部

- 一 左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ニ接スル建築物ノ敷地
- 一 澁谷町大字麻布廣尾町六十一番地ノ六地先ヨリ同六十九番地ノ一地先ヲ左折シ大字下澁谷字新地五十二番地地先ヲ右折シ澁谷橋ヲ經テ二荏原郡内ノ第十號路線終點ニ至ルノ路線
- 二 澁谷町天現寺橋西詰ヨリ大字澁谷下廣尾町四番地地先ニ至ルノ路線
- 三 澁谷町大字麻布廣尾町七十四番地ノ一地先ヨリ同八十七番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 四 一東京市内ノ第二十三號路線ノ内澁谷町大字麻布廣尾町ニ屬スル部分
- 五 一東京市内ノ第二十號路線終點ヨリ澁谷町大字下澁谷字町田千五百三十一番地ノ一地先ヲ右折シ一本橋ヲ經テ同千六百四十六番地地先ニ至ルノ路線
- 六 澁谷町大字中澁谷字堀ノ内二番地ノ四地先ヨリ大字下澁谷字居村四百五十二番地地先ニ至ルノ路線
- 七 一東京市内ノ第二十六號路線終點ヨリ澁谷町宮益橋及大字中澁谷字道玄坂ヲ經テ同字豐澤五百八十四番地ノ一地先目黒町境界ニ至ルノ路線
- 八 一東京市内ノ第二十九號路線ノ内澁谷町大字青山北町七丁目ニ屬スル部分
- 九 澁谷町大字中澁谷字豐澤六百二十八番地地先ヨリ同六百二十三番地地先目黒町境界ニ至ルノ路線
- 十 澁谷町大字中澁谷字田川九百五十六番地地先ヨリ同九百七十番地ノ一地先、同九百八十二番地ノ一地先及千駄ヶ谷町大字穩田ヲ經テ大字原宿字石田二百五十番地ノ一地先ニ至ルノ路線

十一 澁谷町大字中澁谷字田川九百二十八番地地先ヨリ同字大向八百八十八番地ノ一地先ニ至ルノ路線

十二 澁橋町大字角筈字矢場七百六十一番地ノ四地先ヨリ大字柏木字成子町北側八十八番地ノ一地先及澁橋ヲ經テ中野町大字中野字西町三千五百九十五番地地先杉並町境界ニ至ルノ路線

十三 澁橋町大字角筈字新町一丁目二十八番地ノ一地先ヨリ代々幡町大字幡ヶ谷字北笹塚千二百二十二番地地先和田堀内村境界ニ至ルノ路線

十四 一東京市内ノ第三十二號路線終點ヨリ千駄ヶ谷町大字千駄ヶ谷字下夕道ヲ經テ同字新町九百三十四番地ノ一地先ニ至ルノ路線

十五 一東京市内ノ第一號路線終點ヨリ千駄ヶ谷町大字千駄ヶ谷字既通ヲ經テ同字下夕道七百五十四番地地先ニ至ルノ路線

十六 大久保町大字西大久保字北裏二十五番地地先ヨリ大字百人町字仲通北側三百八十九番地地先ニ至ルノ路線

十七 一東京市内ノ第二十七號路線ノ内千駄ヶ谷町大字原宿ニ屬スル部分

十八 一東京市内ノ第四十五號路線終點ヨリ大久保町大字東大久保字天神前二百十番地ノ一地先同字高場及大字西大久保ヲ經テ大字百人町字仲通二百一十番地地先澁橋町境界ニ至ルノ路線

十九 一東京市内ノ第四十三號路線終點ヨリ戸塚町大字下戸塚字荒井山五百六十六番地地先ヲ左折シ大字下戸塚、大字源兵衛、大字戸塚小瀧橋及中野町大字中野字大塚ヲ經テ同字園三千二百二十五番地ノ一地先野方町境界ニ至ルノ路線

◎東京都市計畫地域

五〇

- 二十 一東京市内口第三十四號路線ノ内大久保町大字西大久保、戸塚町大字諏訪、大字源兵衛、大字戸塚及大字下戸塚ニ屬スル部分
- 二十一 一東京市内口第五十一號路線終點ヨリ戸塚町大字下戸塚字三島二百七十九番地ノ一地先及同字石田前百四十番地地先ヲ左折シ同百三十九番地地先ヲ右折シテ同字松原五百八十五番地地先ニ至ルノ路線
- 二十二 淀橋町大字角筈字矢場七百四十三番地ノ二地先ヨリ大久保町大字百人町字仲通ヲ經テ大字柏木小瀧橋南詰ニ至ルノ路線
- 二十三 中野町大字中野字上町二千七百二十七番地ノ二地先ヨリ桃園橋ヲ經テ同字千光前三千八十一番地ノ二地先ヲ右折シ同字園三千百二番地ノ二地先ヲ左折シ同字園三千百二十八番地ノ三地先野方町境界ニ至ルノ路線
- 二十四 北豊島郡内口第一號路線ノ内落合町大字下落合ニ屬スル部分
- イ 左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地
 - 一 大字巢鴨ノ一部
 - 一 大字巢鴨ノ一部
 - 一 大字下板橋ノ一部
- ロ 左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ニ接スル建築物ノ敷地
 - 一 一東京市内口第五十二號路線終點ヨリ高田町大字高田字千登世町、高田橋、豊多摩郡落合町及北豊島郡長崎村字五郎窪ヲ經テ上板橋村境界ニ至ルノ路線

- 二 一東京市内口第五十五號路線終點ヨリ西巢鴨町大字巢鴨字向原三千二百七十六番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 三 一東京市内口第五十九號路線終點ヨリ巢鴨町大字巢鴨ヲ經テ字下新田千八番地ノ四地先ニ至ルノ路線
- 四 一東京市内口第五十三號路線終點ヨリ西巢鴨町大字池袋及板橋町大字下板橋字平尾裏九百四十六番地地先ヲ經テ同九百四十五番地地先ニ至ルノ路線
- 五 板橋町大字下板橋字平尾裏八百九十番地地先ヨリ同字境久保ヲ經テ同字山中千六百十五番地ノ一地先上板橋村境界ニ至ルノ路線
- 六 一東京市内口第六十二號路線終點ヨリ巢鴨町大字巢鴨、瀧野川町大字瀧野川及板橋町板橋ヲ經テ大字下板橋字東宿裏一番地地先志村境界ニ至ルノ路線
- 七 一東京市内口第五十六號路線終點ヨリ瀧野川町大字西ヶ原字殿ノ上五十一番地地先及大字西ヶ原ヲ經テ王子町大字王子字山ノ下四十六番地ノ三地先ニ至ルノ路線
- 八 一東京市内口第四十七號路線終點ヨリ瀧野川町大字田端字狹附七百六十九番地地先ニ至ルノ路線
- 九 王子町大字王子字山ノ下四十六番地ノ三地先ヨリ大字下十條ヲ經テ岩淵町荒川放水路南岸ニ至ルノ路線
- 十 王子町大字王子字大門千二百八十五番地地先ヨリ同字北宿ヲ經テ大字下十條字高本千八百五十三番地地先ニ至ルノ路線
- 十一 一東京市内口第六十一號路線終點ヨリ巢鴨町大字巢鴨字宮下千七百五十九

◎東京都市計畫地域

五一

番地ノ一地先ニ至ルノ路線

十二 三豊多摩郡内口第二十號路線終點ヨリ高田町大字高田、千登世町及西巢鴨町大字池袋蟹ヶ窪ヲ經テ大字瀧野川町字飛鳥山前六十八番地ノ二地先ニ至ルノ路線

十三 西巢鴨町大字池袋字西山五百七十六番地ノ一地先ヨリ同字蟹ヶ窪六百二十九番地ノ一地先ヲ經テ同七百五十五番地ノ一地先ニ至ルノ路線

十四 一東京市内口第七十二號路線終點ヨリ三河島町大字三河島字織戸三千百一十一番地ノ三地先ニ至ルノ路線

十五 一東京市内口第七十一號路線終點ヨリ三河島町大字三河島字正庭二千八百十八番地ノ一地先ニ至ルノ路線

十六 一東京市内口第七十號路線終點ヨリ南千住町大字下谷通新ヲ經テ大字千住南千住大橋南詰ニ至ルノ路線

十七 一東京市内口第七十九號路線終點ヨリ南千住町大字千住南ヲ經テ同字南二番地ノ一地先ニ至ルノ路線

五 南足立郡内

イ 左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地

千住町内

一 大正八年一月三十一日警視廳告示第九號告示貸座敷營業地

ロ 左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ニ接スル建築物ノ敷地

一 千住町千住大橋北詰ヨリ大字千住中組、同千住一丁目、同二丁目、同三丁目、同

六 南葛飾郡内

イ 左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地

龜戸町内

一 大字龜戸町、大字龜戸、大字柳島ノ一部

ロ 左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ニ接スル建築物ノ敷地

一 一東京市内口第八十六號路線終點ヨリ龜戸町大字龜戸町三十三番地地先ヲ經テ大字龜戸字水神西宅地三千五百二番地ノ三地先ニ至ルノ路線

第二 工業地域之部

一 東京市内

イ 左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域ノ部ニ掲クルモノヲ除ク

芝区内

一 芝浦町三丁目、月見町二丁目、同三丁目ノ全部

二 月見町一丁目ノ一部

下谷区内

一 三ノ輪町ノ一部

淺草区内

一 橋場町、山谷町、玉姬町、淺草町ノ一部

本所区内

◎東京都市計畫地域

五四

- 一 龜澤町二丁目、相生町五丁目、綠町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、花町、入江町、長崎町、長岡町、永倉町、清水町、吉田町、吉岡町、三笠町、南二葉町、北二葉町、錦糸町、松代町一丁目、同二丁目、同三丁目、茅場町一丁目、同二丁目、同三丁目、柳原町一丁目、同二丁目、同三丁目、若宮町、横川町、太平町一丁目、同二丁目、柳島町、松倉町二丁目、林町一丁目、同二丁目、同三丁目、菊川町一丁目、同二丁目、徳右衛門町、中ノ郷八軒町、同横川町、同業平町、小梅業平町、柳島横川町、同元町、同梅森町、押上町、向島押上町、菊河岸、東横川河岸、西横川河岸、松代河岸ノ全部
- 二 龜澤町一丁目、外手町、石原町、番場町、荒井町、中ノ郷瓦町、小梅瓦町、向島小梅町、向島中ノ郷町、向島須崎町、同請地町、北堅河岸、南堅河岸ノ一部

深川區ノ全部但シ左記區域ヲ除ク

- 一 佐賀町一丁目、同二丁目、松賀町、小松町、相川町、熊井町、富吉町、諸町、福住町、伊澤町、一色町、松村町、黒江町、中島町、蛤町一丁目、大島町、大住町、東永代町、西永代町、材木町、堀川町、中川町、富田町、今川町、清住町、伊勢崎町、西大工町、仲大工町、裏大工町、萬年町一丁目、永堀町、新安宅町、西元町、八名川町、安宅町、御船藏前町、常盤町一丁目、同二丁目、東六間堀町、西六間堀町、西森下町、伊澤河岸、一色河岸、西六間堀河岸、濱邊河岸、西永代河岸、大住河岸、奥ノ河岸、近江屋河岸、小名木河岸、大島河岸、巽河岸、加賀河岸、松村河岸、松賀河岸、萬年河岸、小松河岸、永代河岸、佐賀町河岸、清住河岸、芝翫河岸、東六間堀河岸ノ全部

- 二 蛤町二丁目、龜住町、萬年町二丁目、和倉町、門前仲町、油堀河岸、南仙臺堀河岸、北仙臺堀河岸、南五間堀河岸、門前河岸ノ一部

二 荏原郡内

イ 左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域ノ部ニ掲クルモノヲ除ク

- 品川町ノ内
 - 一 大字二日五丁目ノ全部
 - 二 大字北品川宿、大字南品川宿ノ一部
- 大森町ノ全部
- 大井町ノ一部
- 大崎町ノ内
 - 一 大字上大崎、大字下大崎、大字谷山、大字桐ヶ谷、大字居木橋ノ一部
- 入新井町ノ内
 - 一 大字不入斗、大字新井宿ノ一部

三 北豊島郡内

- イ 左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域ノ部ニ掲クルモノヲ除ク
- 板橋町ノ内
 - 一 大字下板橋ノ一部
- 南千住町ノ全部 但シ大字三之輪ノ一部ヲ除ク
- 岩淵町ノ全部
- 王子町ノ内

◎東京都市計畫地域

五五

◎東京都市計畫地域

一 大字豊島、大字堀ノ内、大字下十條、大字上十條、大字船方、大字瀧野川ノ全

五六

部

二 大字王子ノ一部

三河島町ノ全部 但シ大字三河島ノ一部ヲ除ク

尾久町ノ全部

日暮里町ノ内

一 大字谷中本、大字日暮里ノ一部

瀧野川町ノ内

一 大字下十條ノ全部

二 大字西ヶ原、大字上中里、大字中里、大字田端、大字瀧野川ノ一部

志村ノ全部

南足立郡内

イ 左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域ノ部ニ掲クルモノ及荒川放水

路以北ノ部分ヲ除ク

千住町ノ全部

南葛飾郡内

イ 左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域ノ部ニ掲クルモノヲ除ク

龜戸町ノ全部

大島町ノ全部

小松川町ノ全部

吾嬬町ノ全部

隅田町ノ全部

寺島町ノ全部

砂町ノ全部

葛西村ノ全部

第三 工業地域内特別地區之部

一 甲種特別地區

左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地

北豊島郡内

志村ノ全部

南葛飾郡内

葛西村ノ内

一 大字堀江ノ全部

二 大字桑川、大字長島、大字東字喜田、大字西字喜田、大字二ノ江、大字下今井ノ

一部

二 乙種特別地區

左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地

南葛飾郡内

砂町ノ全部

◎東京都市計畫地域

小松川町ノ全部

葛西村ノ全部 但シ前號甲種特別地區ニ掲クルモノヲ除ク

第四 住居地域之部

一 東京市内

イ 左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域及第二工業地域ノ部ニ掲クルモノヲ除ク

麴町區ノ全部

神田區ノ全部

京橋區内

一 明石町、築地四丁目、明石河岸ノ全部

芝區ノ全部 但シ左記區域ヲ除ク

一 濱崎町、湊町、金杉新濱町、田町一丁目、同二丁目、南濱町、車町河岸、芝浦町一丁目、同二丁目、月見町一丁目、新芝町、日出町、品川鐵道埋立地、品川臺場ノ全部

二 車町、高輪北町、高輪南町ノ一部 明治二十二年五月二十日東京府告示第三十七號告示東京市區改正設計白金屠場敷地

麻布區ノ全部

赤坂區ノ全部

四谷區ノ全部

牛込區ノ全部

小石川區ノ全部

本郷區ノ全部

下谷區ノ全部 但シ左記區域ヲ除ク

一 金杉下町、三ノ輪町ノ全部

二 金杉上町、下根岸町ノ一部

淺草區ノ全部

本所區ノ内

一 番場町、表町、荒井町、北新町、松倉町一丁目、中ノ郷竹町、同瓦町、同元町、同原庭町、小梅瓦町、新小梅町、向島小梅町、向島中ノ郷町、同請地町、同須崎町、北源

森河岸、源森河岸、青物河岸、藥師前河岸ノ全部

二 外手町ノ一部

二 荏原郡内

イ 左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域及第二工業地域ノ部ニ掲クルモノヲ除ク

品川町ノ内

一 大字南品川宿ノ全部

二 大字北品川宿ノ一部

大井町ノ全部

大崎町ノ全部 但シ明治二十二年一月二十日東京府告示第三十七號告示東京市區改正設計桐ヶ谷火葬場敷地ヲ除ク

入新井町ノ全部

目黒町ノ全部 但シ大字下目黒、大字中目黒ノ一部ヲ除ク

三 豊多摩郡内

イ 左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域及第二工業地域ノ部ニ掲クルモノヲ除ク

淀橋町ノ全部

中野町ノ全部

千駄ヶ谷町ノ全部

澁谷町ノ全部

大久保町ノ全部

戸塚町ノ全部 但シ大字下戸塚ノ一部ヲ除ク

落合町ノ全部 但シ大字下落合、大字上落合ノ一部明治二十二年五月二十日東京府告示第三十七號告示東京市區改正設計落合火葬場敷地ヲ除ク

代々幡町ノ全部 但シ明治二十二年五月二十日東京府告示第三十七號告示東京市區改正設計代々木火葬場敷地ヲ除ク

四 北豊島郡内

イ 左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域及第二工業地域ノ部ニ掲クルモノヲ除ク

板橋町ノ全部

巢鴨町ノ全部

王子町ノ全部

瀧野川町ノ全部

日暮里町ノ内

一 大字日暮里、大字谷中本ノ一部

高田町ノ全部 但シ大字高田ノ一部ヲ除ク

西巢鴨町ノ全部

長崎村ノ全部

第五

第一項ニ掲クル路線ニシテ東京都市計畫トシテ決定シタル道路ノ一部若ハ全部ニ一致スル部分ハ之ニ依ル

防火地區索引

●東京都市計畫防火地區

大正十四年四月二日
內務省告示第六十二號

大正十一年八月內務省告示第九十二號東京都市計畫防火地區左ノ通變更指定シ大正十四年四月二十二日ヨリ之ヲ施行ス

一 甲種防火地區

イ 左記區域内ニ在ル建築敷地

總町區内

一 霞ヶ關一丁目、同二丁目、外櫻田町、内幸町一丁目、同二丁目、内山下町一丁目、

有樂町一丁目、同二丁目、同三丁目、八重洲町一丁目、同二丁目、永樂町一丁目、同

二丁目、錢瓶町、道三町、大手町一丁目、同二丁目、元衛町、竹平町ノ全部

二 永田町一丁目、西日比谷町ノ一部

日本橋區内

一 金吹町、十軒店町、本町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、岩附町、本草屋

町、駿河町、本兩替町、北鞆町、品川町、室町一丁目、同二丁目、同三丁目、瀬戸物

町、安針町、本小田原町、長濱町、西河岸町、吳服町、元大工町、數寄屋町、檜物町、

上槇町、下槇町、箔屋町、榑正町、新右衛門町、川瀬石町、平松町、佐内町、青物町、

萬町、元四日市町、通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、大傳馬町一丁目、同

二丁目、堀留町一丁目、同二丁目、通旅籠町、通油町、元濱町、新大坂町、田所町、彌

生町、通鹽町、横山町一丁目、同二丁目、同三丁目、橘町一丁目、同二丁目、同三丁

目、同四丁目、元柳町、新柳町、兜町、品川町裏河岸、西河岸、裏河岸、城邊河岸、四

◎東京都市計畫防火地區

日市河岸ノ全部

二 本石町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、伊勢町、本船町、鐵砲町、小傳馬町一丁目、同二丁目、同三丁目、馬喰町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、吉川町、米澤町一丁目、同二丁目、藥研堀町、若松町、村松町、堀留町三丁目、新材木町、堀江町一丁目、小船町一丁目、西堀留川埋立地、本材木町一丁目、坂本町、南茅場町、魚河岸、米河岸、小船河岸、西萬河岸、東萬河岸、東綠河岸、西綠河岸、本材河岸、楓河岸、茅場町河岸ノ一部

京橋區內

一 南傳馬町一丁目、同二丁目、同三丁目、松川町、疊町、南大工町、鈴木町、北橫町、具足町、南鍛冶町、南鞘町、中橋廣小路町、炭町、常盤町、柳町、因幡町、北紺屋町、大鋸町、五郎兵衛町、桶町、南橫町、銀座一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、弓町、新肴町、彌左衛門町、鎗屋町、南紺屋町、西紺屋町、三十間堀一丁目、同二丁目、同三丁目、南水谷町、元數寄屋町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、尾張町一丁目、同二丁目、竹川町、南金六町、日吉町、八官町、南佐柄木町、惣十郎町、南鍋町一丁目、同二丁目、瀧山町、丸屋町、加賀町、出雲町、山城町、山下町、木挽町四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、西豐玉河岸、大根河岸、城邊河岸ノ全部、
二 中橋、和泉町、金六町、木挽町一丁目、同二丁目、同三丁目、采女町、白魚河岸、竹河岸、東豐玉河岸ノ一部

芝區內

一 芝口一丁目、二葉町、櫻田本郷町、新幸町、今入町、芝口河岸ノ全部

口 左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ト之ヨリ六間ヲ後退セル線トノ間ニ在ル建築敷地

- 一 大正十三年三月十一日內閣認可東京都市計畫街路ノ部中幹線（以下單ニ幹線ト謂フ）第一號ノ内芝區金杉橋北詰ヨリ日本橋區伊勢町大正十三年三月十一日內閣認可東京都市計畫街路ノ部中補助線（以下單ニ補助線ト謂フ）第九號交叉點迄及大傳馬町一丁目幹線第十一號交叉點ヨリ下谷區入谷町幹線第三十八號接合點迄
- 二 幹線第二號ノ内九段坂下起點ヨリ日本橋區馬喰町四丁目幹線第十一號接合點迄及本所區兩國橋東詰ヨリ江東橋西詰迄
- 三 幹線第三號ノ内日本橋區佐内町幹線第一號交叉點ヨリ深川區汐見橋西詰迄
- 四 幹線第四號ノ内京橋區木挽町三丁目幹線第一號交叉點ヨリ京橋區南飯田河岸隅田川西岸迄
- 五 幹線第五號ノ内京橋區築地三丁目幹線第四號交叉點ヨリ淺草區新谷町幹線第三十八號交叉點迄
- 六 幹線第四十六號神田區萬世橋南詰幹線第四十六號終點ヨリ下谷區東黒門町幹線第四十五號起點ニ至ルノ路線幹線第四十五號下谷區上野廣小路町幹線第四十五號終點ヨリ上野公園前幹線第六號起點ニ至ルノ路線及幹線第六號ノ内上野公園前起點ヨリ本所區業平橋西詰迄
- 七 幹線第七號ノ内日本橋區下槇町幹線第一號交叉點ヨリ京橋區水谷町幹線第五號交叉點迄

- 八 幹線第十號ノ内深川區門前仲町幹線第三號交叉點ヨリ本所區石原町幹線第二十二號交叉點迄
- 九 幹線第十一號ノ内日本橋區本石町一丁目幹線第十九號交叉點ヨリ淺草橋終點迄
- 十 幹線第十二號ノ内神田區神田橋北詰ヨリ小川町幹線第二號交叉點迄及本郷區湯島三丁目一番地々先ヨリ本郷三丁目終點迄
- 十一 幹線第十三號ノ内神田區一ツ橋北詰幹線第十九號交叉點ヨリ水道橋南詰迄
- 十二 幹線第十六號ノ内芝區櫻田本郷町幹線第十八號交叉點ヨリ愛宕町二丁目幹線第四十號交叉點迄
- 十三 幹線第十七號ノ内京橋區常盤町幹線第一號交叉點ヨリ永代橋西詰終點迄
- 十四 幹線第十八號ノ内芝區芝口一丁目起點ヨリ琴平町幹線第十五號接合點迄
- 十五 幹線第十九號ノ内神田區神田橋北詰幹線第十二號交叉點ヨリ日本橋區本石町一丁目幹線第十一號交叉點迄
- 十六 幹線第二十二號ノ内本郷區湯島四丁目起點ヨリ本所區吉岡町補助線第十一號交叉點迄
- 十七 幹線第二十八號ノ内日本橋區濱町三丁目起點ヨリ深川區扇橋町一丁目大横川新架橋西詰迄
- 十八 幹線第二十九號ノ内日本橋區濱町三丁目起點ヨリ本所區徳右衛門町補助線第十一號交叉點迄
- 十九 幹線第三十三號ノ内日本橋區本船町幹線第一號交叉點ヨリ日本橋區濱町一丁目一番地ノ一地先迄

丁目一番地ノ一地先迄

- 二十 幹線第三十四號ノ内神田區龍閑橋北詰起點ヨリ下谷區南稻荷町幹線第六號交叉點迄
- 二十一 幹線第三十五號ノ内神田區鎌倉河岸幹線第十九號交叉點ヨリ昌平橋南詰
- 二十二 迄幹線第三十八號ノ内下谷區入谷町起點ヨリ淺草區山ノ宿町幹線第三十二號交叉點迄
- 二十三 幹線第四十號ノ内芝區愛宕町三丁目幹線第十六號交叉點ヨリ宇田川町終點迄
- 二十四 幹線第四十九號終點迄
- 二十五 幹線第五十號ノ内日本橋區馬喰町一丁目幹線第十一號交叉點ヨリ豊島町終點迄
- 二十六 幹線第五十一號ノ内本郷區湯島天神町三丁目幹線第三十五號交叉點ヨリ本所區松倉町一丁目補助線第十一號交叉點迄
- 二十七 補助線第八號ノ内神田區錦町三丁目幹線第十九號交叉點ヨリ本郷區本郷一丁目幹線第十二號交叉點迄
- 二十八 補助線第九號ノ内日本橋區伊勢町幹線第一號交叉點ヨリ村松町幹線第五號交叉點迄
- 二十九 補助線第十一號ノ内本所區小梅業平町起點ヨリ深川區東大工町幹線第二十八號交叉點迄
- 三十 日本橋區本石町二丁目十六番地ノ一地先ヨリ神田區今川橋ヲ經テ須田町二

- 番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 三十一 日本橋區坂本町三十七番地ノ一地先ヨリ京橋區櫻橋及築地橋ヲ經テ築地
- 三十二 補助線第十九號ノ内京橋區木挽町一丁目幹線第一號交叉點ヨリ入船町六
- 三十三 日本橋區鑿橋東詰ヨリ小網町四丁目四番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 三十四 神田區和泉橋南詰ヨリ九道橋ヲ經テ日本橋區小傳馬町二丁目九番地ノ一
- 三十五 神田區表神保町二番地ノ四地先ヨリ八番地地先ニ至ルノ路線
- 三十六 淺草區田原町三丁目二番地ノ一地先ヨリ吾妻橋西詰ニ至ルノ路線
- 三十七 淺草區新吉原江戸町一丁目八番地地先ヨリ同京町一丁目三十二番地ノ一
- 三十八 淺草區新吉原江戸町一丁目三十七番地地先ヨリ同二丁目三十五番地地先
- 三十九 淺草區新吉原揚屋町三十四番地地先ヨリ同角町三十六番地地先ニ至ルノ
- 四十 淺草區新吉原京町一丁目四十五番地地先ヨリ同二丁目四十一番地地先ニ至
- 四十一 深川區洲崎辨天町二丁目一番地地先ヨリ同十五番地ノ二地先ニ至ルノ路

四十二 深川區洲崎辨天町一丁目十二番地地先ヨリ同二丁目十一番地ノ一地先ニ

至ルノ路線

二 乙種防火地區

イ 左記區域内ニ在ル建築敷地

- 一 淺草區新吉原江戸町一丁目、同二丁目、新吉原角町、新吉原揚屋町、新吉原京町
- 一丁目、同二丁目、深川區洲崎辨天町一丁目、同二丁目ノ全部
- 二 四谷區新宿二丁目、同三丁目ノ内大正七年三月六日警視廳告示第十七號及大
- 正十年八月九日警視廳告示第六十四號ニ指定セル貸座敷營業地

左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ト之ヨリ六間ヲ後退セル線トノ間ニ在ル建築敷

地

- 一 麴町區飯田町二丁目五十四番地ノ一地先ヨリ同三丁目七番地地先ニ至ルノ路
- 線及幹線第十四號ノ内飯田町三丁目七番地地先ヨリ飯田橋北詰終點迄
- 二 麴町區麴町一丁目一番地ノ二地先ヨリ四谷見附橋及四谷區鹽町ヲ經テ新宿三
- 丁目十二番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 三 幹線第一號ノ内芝區金杉橋南詰ヨリ田町四丁目十八番地地先迄
- 四 芝區芝園橋南詰ヨリ本芝四丁目八番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 五 芝區赤羽橋南詰ヨリ田町四丁目十二番地地先ニ至ルノ路線
- 六 赤坂區青山南町一丁目八番地ノ一地先ヨリ同六丁目五十四番地ノ乙地先ニ至
- ルノ路線
- 七 赤坂區田町一丁目一番地地先ヨリ表町二丁目十六番地ノ一地先ニ至ルノ路線

◎東京都市計畫防火地區

七〇

- 八 牛込區神樂町一丁目九番地ノ二地先ヨリ天神町三番地ノ一地先ヲ右折シ小石川區江戸川橋南詰ニ至ルノ路線
- 九 小石川區春日町五十二番地ノ三地先ヨリ本郷區本郷三丁目ヲ經テ湯島天神町三丁目ニ至ルノ路線
- 十 小石川區仲町十番地ノ一地先ヨリ同心町二十三番地地先ニ至ルノ路線
- 十一 本郷區本郷四丁目一番地ノ一地先ヨリ駒込追分町ヲ經テ駒込肴町十一番地ノ一地先ヲ左折シ駒込東片町八十番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 十二 下谷區池ノ端七軒町三十七、三十八、三十九番地合併ノ二地先ヨリ本郷區駒込坂下町四番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 三 前項ニ掲クル路線ニシテ東京都市計畫トシテ決定シタル街路ノ一部若ハ全部ニ一致スル部分ハ之ニ依ル

街路運河公園索引

●舊計畫 (震災前確定)

(大正十年五月十三日) (内閣公告)

改正略符

- (イ)大正十三年三月 十一日變 更 公 告
- (ロ)大正十三年十月二十七日内務省告示第六八〇號
- (ハ)大正十四年三月 三十日内務省告示第五四號

東京都市計畫事業ノ件左ノ通定ム

第一 街路ノ部

第一 街路ノ等級、幅員及構造ハ左ノ標準ニ依ル但シ土地ノ狀況及地域ノ種類ニ依リ本項ノ規定ニ依ラサル幅員トナスコトヲ得

- (一) 廣 路
 - 第一類 二十四間以上
 - 第二類 二十間以上
 - 第三類 十五間以上
 - (二) 一等大路
 - 第一類 十二間以上
 - 第二類 十間以上
 - 第三類 八間以上
 - (三) 二等大路
 - 第一類 六間以上
 - 第二類 八間以上
 - 第三類 十間以上
- 二等大路以上其ノ他必要ナル街路ノ路面ハ之ヲ鋪裝スルモノトス

◎街路運河公園索引(舊計畫)

- 第二 橋梁ノ幅員及構造ハ左ノ標準ニ依ル
- 一 長三十間以上ノ橋梁ノ有效幅員ハ二等大路第一類線ニ在リテハ八間ヲ下ルコトヲ得ス
 - 二 長三十間未満ノ橋梁ノ有效幅員ハ街路ノ幅員ト同一トス
但シ交通ノ情勢ニ依リ一等大路以上ノ街路ニ在リテハ其ノ幅員ノ十分ノ八迄短縮スルコトヲ得
 - 三 橋梁ノ主要部ハ鐵、石、鐵筋「コンクリート」等不燃質耐久材料ヲ以テ築造スルモノトス
 - 四 假設橋梁ニ付テハ都市計畫東京地方委員會ノ議ヲ經テ前各號ニ依ラサルコトヲ得
 - 第三 特別ノ場合ヲ除クノ外一等大路第三類以上ノ街路ニ非サレハ軌道ヲ敷設スルコトヲ得ス
 - 第四 事業ノ實施ニ方リ設計ニ些少ノ異物ヲ生スル場合ニハ都市計畫東京地方委員會ノ議ヲ經テ變更シタルモノヲ以テ本設計ト看做ス
 - 第五 前各項及特ニ設計ヲ定ムルモノヲ除クノ外街路ノ築造ニ關シテハ大正八年十二月內務省令第二十五號街路構造令ノ定ムル所ニ據ル
 - 第六 街路ノ新設及擴張並其ノ位置及幅員左ノ如シ

廣路

第一 削除(イ)

一等大路第二類

- 第一 削除(イ)
- 第二 削除(イ)

一等大路第三類

- 第一 削除(イ)
- 第二 芝區札ノ辻一等大路第二類線ヨリ鐵道線路ヲ横切り新芝町ニ至ルノ路線
幅員十二間
- 第三 四谷區内藤町八十七番地地先東京市區改正設計第二等線ヨリ中央線ヲ跨キ近衛歩兵第四聯隊裏ヨリ千駄ヶ谷町竹ノ下ヲ經テ赤坂區青山南町四丁目東京市區改正設計第二等線ヲ横切り麻布區弁町ニ至リ電車軌道ニ沿ヒ天現寺橋ヨリ四ノ橋北詰ニ至ルノ路線
幅員十二間(中央車道九間半) 右歩道各一間半
- 第四 四谷區永住町四番地ヨリ牛込區市ヶ谷富久町東京監獄西側ヲ經テ余丁町百八番地地先電車通ニ至ルノ路線
幅員十二間(中央車道九間半) 右歩道各一間半
- 第五 削除(イ)
- 第六 削除(イ)
- 第七 目黒町大字上目黒字柳町四百七十六番地地先ヨリ中澁谷字豊澤六百十八番地ヲ經テ字大和田下二百四十三番地地先ニ至ルノ路線
幅員十二間(中央車道九間半) 右歩道各一間半
- 第八 品川町大字北品川宿字御殿山三百二十七番地ヨリ五反田ニ於テ鐵道線路下ヲ過

- キ同町谷在家三百二十四番地地先ニ於テ右折シ谷山、下目黒等ヲ貫キ目黒町大字下目黒字下道四百二番地ニ至ルノ路線
- 第九 前號路線終點ヨリ目黒町大字中目黒ヲ經テ同町大字上目黒字氷川六百二十番地ニ於テ一等大路第三類線ニ接續スルノ路線 幅員十二間
- 第十 一等大路第三類第七號路線終點ヨリ上澁谷ニ至リ鐵道線路下ヲ過キ原宿字灰毛丸二百五十番地ニ於テ左折シ千駄ヶ谷ニ至リ更ニ鐵道線路下ヲ過キ新宿三丁目十二番地地先東京市區改正設計第二等線ニ接續スルノ路線 幅員十二間
- 第十一 四谷區新宿三丁目十二番地地先東京市區改正設計第二等線ヨリ西大久保ヲ經テ陸軍用地ニ至リ曲折シ舊神田上水新架橋ヲ過キ高田町大字高田字下田二百三番地ニ至ルノ路線 幅員十二間
- 第十二 前號路線終點ヨリ高田千登世町及池袋驛前ヲ經テ西巢鴨町大字池袋字蟹ヶ窪六百六十六番地ニ至ルノ路線 幅員十二間
- 第十三 前號路線終點ヨリ鐵道線路及第九號國道ヲ橫切リ瀧野川町字飛鳥山前六十五番地地先東京市區改正設計第二等線ニ接續スルノ路線 幅員十二間
- 第十四 王子町大字王子字山下四十八番地ヨリ大橋ヲ渡リ字川間九十一番地ニ至リ右折シ石神井川新架橋ヲ經テ瀧野川町字藤ノ木四百五十二番地地先ヲ經テ尾久町、日暮里町ヲ貫キ三河島字木ノ本二百七十番地地先ニ至ルノ路線 幅員十二間
- 第十五 前號路線終點ヨリ南千住町大字三河島ニ至リ鐵道線路下ヲ過キ市郡界ニ至ルノ路線(イ) 幅員十二間
- 第十六 南千住町大字地方橋場字眞先千四百番地地先白鬚橋西詰ヨリ寺島町字馬場十番地地先ニ於テ右折シ鐵道線路ヲ橫切リ同町大字寺島千二百二十四番地地先曳舟川ヲ渡リ吾嬬町大字小村井千四百十九番地ニ至ルノ路線(ハ) 幅員十二間
- 第十七 前號路線終點ヨリ中居堀ヲ渡リ吾嬬町大字小村井五十一番地ニ至リ右折シ北十間川福神橋ヲ經テ龜戸町ニ於テ鐵道線路、城東電車線路ヲ橫切リ五ノ橋及新開橋ヲ經テ砂町平井新田字南元ノ耕地六百二十八番地地先ニ至ルノ路線(ハ)

- 第十八 淀橋町大字角筈一丁目四十四番地ヨリ同三丁目百八十三番地地先ニ至ルノ路線 幅員十二間
- 第十九 淀橋町大字角筈字渡邊土手際十四番地地先東京市區改正設計第二等線ヨリ鐵道線路下ヲ過キ大木淀橋東詰ニ至ルノ路線 幅員十二間
- 第二十 品川町北品川宿百四十七番地第一號國道ヨリ鐵道東海道線及山手線路下ヲ過キ大崎停車場前ヲ經テ更ニ鐵道山手線跨線橋ヲ渡リ大崎町大字下大崎字谷在家三百二十三番地地先一等大路第三類線ニ接續スルノ路線 幅員十二間
- 第二十一 寺島町大字寺島千四百八十一番地ノ一地先大正十三年三月十一日內閣認可東京都市計畫街路幹線第三〇號終點ヨリ隅田町大字善左衛門十八番地乙ノ一地先新荒川堤防ニ至ルノ路線(但シ寺島町大字寺島三百八十二番地ノ一以北ハ將來ニ於テ施行スルモノトス) 幅員十二間
- 右路線寺島町大字寺島三百八十二番地ノ一地先ヨリ分岐シ曳舟川ヲ渡リ吾嬬町大字大畑六百十八番地ニ至ルノ路線 幅員八間
- 右路線終點ヨリ左折シ新荒川四ツ木橋南詰ニ至ルノ路線(ハ) 幅員六間

二等大路第一類

- 第一 削除(イ)
- 第二 削除(イ)
- 第三 芝區三田四國町二番地地先東京市區改正設計第一等第二類線ヨリ同町一番地地先東京市區改正設計第三等線ニ接續スルノ路線 幅員 十間
- 第四 大崎町大字下大崎字袖ヶ崎百九十七番地地先郡市境界ヨリ字五反田二百八十七番地一等大路第三類線ニ接續スルノ路線 幅員 十間
- 第五 王子町大字王子字山ノ下四十五番地地先東京市區改正設計第二等線ヨリ三本杉橋ヲ過キ字岸ノ上十番地地先ニ至ルノ路線 幅員 十間
- 第六 小石川區關口臺町十八番地ヨリ高田豊川町四十六番地地先郡市境界ニ至ルノ路線 幅員 十間
- 第七 下谷區上根岸町四十八番地地先東京市區改正設計第五等線ヨリ同百三十一番地郡市境界ニ至ルノ路線 幅員 十間
- 第八 削除(イ)
- 第九 目黒驛脇鐵道跨線橋東詰ヨリ目黒町大字下目黒新橋ヲ經テ字下道四百三十五番地一等大路第三類線ニ接續スルノ路線 幅員 十間
- 第十 澁谷町大字下澁谷上廣尾町九番地ノ一地先ヨリ澁谷橋ヲ渡リ鐵道線路下ヲ過キ目黒町大字上目黒字八幡四百六十一番地ノ二一等大路第三類線ニ接續スルノ路線 幅員 十間
(中央車道七間半左) 幅員十間半(右歩道各二間半)

- 第十一 高田町大字高田字四家三百番地地先郡市境界ヨリ大字高田千登世町ニ於テ一等大路第三類線ヲ横切リ高田橋ヲ經テ高田字大原千七百二十四番地ニ至ルノ路線 幅員 十間
- 第十二 小石川區大塚辻町八番地地先電車通ヨリ集鴨監獄署北側ヲ經テ大字池袋字下リ谷二十一番地地先ニ於テ一等大路第三類線ニ接續スルノ路線 幅員 十間
- 第十三 日暮里町大字金杉字杉崎百九十一番地地先郡市境界ヨリ三河島驛脇ニ至リ鐵道線路ヲ横切リ二等大路第二類第二十七路線終點ニ於テ一等大路第三類線ニ接續スルノ路線 幅員 十間
- 第十四 削除(ハ)

二等大路第二類

- 第一 四谷區仲ノ町學習院初等科前ヨリ赤坂區權田原町ニ至リ更ニ千駄ヶ谷町字北ノ脇三百三十八番地ヨリ大字代々木八十九番地地先明治神宮ニ至ルノ路線 幅員 九間
- 但シ千駄ヶ谷町字北ノ脇三百三十八番地ヨリ大字代々木八十九番地地先明治神宮ニ至ル區間ハ幅員十三間
- 第二 削除(イ)
- 第三 削除(イ)
- 第四 削除(イ)
- 第五 削除(イ)

- 第六 削除(イ)
- 第七 芝區神谷町二十七番地ヨリ西久保城山町一番地三番地ヲ貫キ蒼手町麻布區市兵衛町等ヲ經テ谷町東京市區改正設計第五等線ヲ横切リ赤坂區福吉町、氷川町、中ノ町、臺町ヲ經テ表町三丁目一番地地先東京市區改正設計第二等線ニ接続スルノ路線 幅員八間
- 第八 赤坂區溜池町十八番地ヨリ田町、中ノ町及檜町ヲ經テ乃木坂上東京市區改正設計第三等線ヲ横切リ青山墓地ヲ過キ青山南町六丁目百十二番地ニ至リ右折シ同町六丁目十九番地地先東京市區改正設計第二等線ニ接続スルノ路線 幅員八間
- 第九 小石川區高田老松町三十一番地ヨリ音羽町五丁目ヲ貫キ小日向臺町、茗荷谷町ヲ經テ第六天町二十四番地ニ至ルノ路線 幅員八間
- 第十 牛込區通寺町二番地地先電車通ヨリ白銀町、東五軒町ヲ貫キ小石川區小櫻橋水道端町一丁目及第六天町ヲ經テ同心町二十三番地地先電車通ニ至ルノ路線 幅員八間
- 第十一 小石川區竹早町二十五番地地先電車通ヨリ久堅町白山御殿町植物園東側ヲ經テ指ヶ谷町電車通及本郷區駒込東片町東京市區改正設計第四等線駒込蓬萊町電車通ヲ横切リ根津神社裏ヲ過キ駒込千駄木町百二十番地地先電車通ニ至ルノ路線 幅員八間
- 第十二 小石川區初音町十四番地地先電車通ヨリ戸崎町、白山御殿町、氷川下町ヲ經テ巢鴨町字宮下千七百五十九番地地先電車終點ニ至ルノ路線 幅員八間
- 第十三 本郷區田町三十一番地地先電車通ヨリ森川町東京市區改正設計第二等線ヲ横切リ帝國大學脇及向ヶ岡彌生町ヲ經テ根津宮永町十八番地地先電車通ニ至ルノ路線 幅員八間

- 第十四 本郷區駒込東片町八十番地地先電車通ヨリ駒込淺嘉町東京市區改正設計第二等線ヲ過キ駒込病院前ヲ經テ駒込動坂町二百十二番地地先電車通ニ至ルノ路線 幅員八間
- 第十五 下谷區金杉上町五十九番地ノ一地先電車通ヨリ下根岸町ヲ經テ日暮里町大字金杉九百七十三番地ニ至ルノ路線 幅員八間
- 第十六 削除(イ)
- 第十七 削除(イ)
- 第十八 削除(イ)
- 第十九 品川町大字南品川宿五丁目百五十六番地ヨリ大井町ニ於テ鐵道線路ヲ横切リ銚ヶ淵三千三百一番地地先ニ至ルノ路線 幅員八間(中央車道六間左 右歩道各一間)
- 第二十 澁谷町大字下澁谷字廣尾耕地千八百九十一番地地先東京市區改正設計第五等線終點ヨリ字田千五百三十一番地地先惠比須驛ニ至ルノ路線 幅員八間
- 第二十一 澁谷町大字青山南町七丁目一番地地先東京市區改正設計第二等線ヨリ青山學院西側及並木橋ヲ經テ鐵道線路ヲ横切リ澁谷町大字下澁谷字長谷戸千六百六十二番地地先ニ於テ二等大路第一類線ニ接続スルノ路線 幅員八間
- 第二十二 千駄ヶ谷町大字原宿字北原宿八十九番地一等大路第三類線ヨリ原宿字灰毛丸三百四十七番地地先ニ於テ一等大路第三類線ニ接続スルノ路線 幅員八間
- 第二十三 淀橋町大字角筈字矢場七百四十三番地一等大路第三類線ヨリ大久保町大字

百人町字仲通ヲ經テ鐵道線路ヲ横切リ戸塚町大字戸塚字上ノ臺六百十五番地地先小瀧橋ニ至ルノ路線 幅員 八間

第二十四 大久保町大字東大久保上ケ池一番地地先郡市境界ヨリ西大久保字仲通三百九番地地先ニ於テ一等大路第三類線、鐵道山手線及中央線ヲ横切リ大字百人町字仲通北側三百八十九番地前號路線ニ接續スルノ路線 幅員 八間

第二十五 二等大路第二類第二十三號路線終點ヨリ高田馬場驛脇ニ至リ鐵道線路下ヲ過キ戸塚町大字源兵衛字向原ニ於テ一等大路第三類線ヲ横切リ下戸塚字松原五百八十五番地地先ニ至ルノ路線 幅員 八間

第二十六 本郷區動坂町二百一十一番地地先電車通ヨリ田端驛跨線橋際ニ至ルノ路線 幅員 八間

第二十七 日暮里町大字日暮里字北久保千四十四番地地先ヨリ鐵道東北線及隅田川貨物線ヲ横切リ三河島町大字三河島字宮地三千四百五十二番地地先ニ於テ一等大路第三類線ニ接續スルノ路線 幅員 八間(中央車道六間左)

第二十八 吾孀町大字小村井千四十九番地地先一等大路第三類線ヨリ同町大字木下川千五百七十三番地ノ一ニ於テ左折シ同町大字大畑六百十八番地ニ至リ二等大路第一類線ニ接續スルノ路線(ハ) 幅員 八間(右歩道各一間)

第二十九 削除(イ) 幅員 八間

第三十 大島町四丁目百八十七番地地先ヨリ同五丁目ヲ經テ同八丁目二百十四番地ニ至ルノ路線(イ) 幅員 八間(車道歩道)

第三十一 大島町五丁目百八十九番地地先二等大路第二類線ヨリ砂町大字龜高百二十番地ニ至ルノ路線 幅員 八間(車道歩道)

番地ニ至ルノ路線

第三十二 大島町八丁目百九十二番地地先二等大路第二類線ヨリ砂町大字又兵衛新田二十七番地ニ至ルノ路線 幅員 八間(車道歩道)

第三十三 砂町久左衛門新田字小名木川附四十二番地ノ二〇地先ヨリ同治兵衛新田、龜高、荻新田ヲ經テ同町又兵衛新田百三十一番地ニ至ルノ路線(イ) 幅員 八間(車道歩道)

第三十四 大森町字千代田二千七百六十三番地地先第一號國道ヨリ同町字中田羽田町大字梶谷ヲ貫キ大島居西ニ於テ京濱電車線路ヲ横切リ同町大字羽田字前耕地千七百十四番地ニ至ルノ路線 幅員 八間

二等大路第三類

第一 麻布區飯倉町五丁目二十三番地ヨリ森元町一丁目ヲ經テ宮下町二

十一番地地先東京市區改正設計第五等線ニ接續スルノ路線 幅員 六間

第二 麻布區弁町三十二番地一等大路第三類線ヨリ廣尾町盛岡町東京市區改正設計第五等線及本村町ヲ經テ四ノ橋ヲ過キ芝區三光坂下東京市區改正設計第五等線ヲ横切

リ白金臺町一丁目三十番地地先電車通ニ至ルノ路線 幅員 六間

第三 牛込區市ヶ谷谷町九十二番地ヨリ余丁町ヲ經テ東大久保二百四十九番地地先電車通ニ至ルノ路線 幅員 六間

第四 麴町區富士見町二丁目消防署前ヨリ富士見小學校前ヲ經テ牛込見附内ニ至ルノ路線 幅員 六間

- 第五 牛込區辨天町二十一番地地先東京市區改正設計第五等線ヨリ早稻田鶴卷町三百七十一番地地先電車通ニ至ルノ路線 幅員六間
- 第六 牛込區津久戸町二十番地地先電車通ヨリ東五軒町十八番地ニ至リ左折シ西五軒町改代町ヲ經テ山吹町二百九十二番地地先東京市區改正設計第五等線ニ接續スルノ路線 幅員六間
- 第七 牛込區矢來町二十九番地地先東京市區改正設計第五等線ヨリ改代町小石川區古川橋、服部坂、小日向臺町一丁目ヲ經テ三軒町電車通ヲ横切リ氷川下町三番地ニ至ルノ路線 幅員六間
- 第八 小石川區白山御殿町百十番地ヨリ原町ヲ經テ林町七十番地地先東京市區改正設計第四等線ニ接續スルノ路線 幅員六間
- 第九 本郷區本郷四丁目二十二番地地先東京市區改正設計第二等線ヨリ菊坂町ヲ經テ田町四十五番地ニ於テ二等大路第二類線ニ接續スルノ路線 幅員六間
- 第十 下谷區上野櫻木町二十六番地ヨリ同町東京市區改正設計第五等線ヲ横切リ谷中茶屋町一番地ニ至リ左折シ本郷區駒込坂下町四番地地先電車通ニ至ルノ路線 幅員六間
- 第十一 削除(イ)
- 第十二 削除(イ)
- 第十三 削除(イ)
- 第十四 削除(イ)
- 第十五 削除(イ)

第一 河川、運河ノ部 (圖面省略)

- 第一 河川、運河ノ等級及幅員ハ左ノ標準ニ依ル
 - (一) 一等 六十間以上
 - (二) 二等 三十間以上
 - (三) 三等 第一類 二十六間以上
 - 第二類 二十二間以上
 - (四) 四等 第一類 十八間以上
 - 第二類 十四間以上
 - 第三類 十間以上
 - (五) 等外 十間未滿
- 第二 河川、運河ノ深度ハ左ノ標準ヲ下ルコトヲ得ス
 - (一) 一等 零點下十五尺
 - (二) 二等 零點下七尺
 - (三) 三等 第一類 零點下六尺
 - 第二類
 - (四) 四等 第一類 零點下四尺
 - 第二類
 - 第三類 零點下三尺
 - (五) 等外 零點下二尺

第三 河川、運河ニ橋梁ヲ架設スル場合ニハ水面ヨリ橋桁最下端迄ノ高及有效徑間ハ左ノ標準ニ依ル

一、高 零點上十四尺以上

一、徑間 二十七尺以上

第四 本設計ノ零點トハ靈岸島水位基準零尺ヲ謂フ

第五 特別ノ事由アル場合ニ於テハ都市計畫東京地方委員會ノ議ヲ經テ前各項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第六 河川及運河ノ新鑿、改修及埋立左ノ如シ

新鑿

四等第二類 第一、削除(イ)

改修

三等第二類 第一、削除(イ)

三等第二類 第一、小名木川 長約一千二百十間 幅員二十四間

横十間川ヨリ中川ニ至ル

四等第一類 第一、外濠 長約四百間 幅員二十一間

四等第二類 第一、外濠 鍛冶橋北側ヨリ吳服橋南側ニ至ル

神田區錦町三丁目十四番地地先一ツ橋東側ヨリ同町三丁目十六番地地先ニ至ル

四等第二類 第二、削除 (大正十三年五月三十日 内務省告示第百三十二號)

四等第三類 第一、削除(イ)

埋立

第一 鐵砲洲川 長約三百六十五間

第二 京橋區明石町新湊橋南側ヨリ同區本湊町鐵砲洲橋東側ニ至ル

第二 境川 長約百三十間

第三 深川區海邊町十一番地地先ヨリ横十間川ニ至ル

◎新計畫

(震災後確定) (大正十三年三月十一日)

改正略符

- (イ)大正十三年 四月 一日内務省告示第一七四號
- (ロ)同 十三年十二月 五日内務省告示第七七三號
- (ハ)同 年同 月同 日内務省告示第七七四號
- (ニ)同 年同 月二十九日内務省告示第七九四號
- (ホ)同 十四年三月 三十日内務省告示第五三號

東京都市計畫街路ノ新設、改修及運河ノ新鑿、改修ノ件左ノ通定ム

第一 街路ノ部

幹線

番號

路

線(起終點及經過地)

延長(約)

幅員

- 一 品川町ヨリ本芝一丁目、芝口一丁目、木挽町、
江戸橋、和泉橋、車坂町ヲ經テ常盤線ニ至ル
品川ヨリ本芝一丁目迄
本芝一丁目ヨリ芝口一丁目迄
内譯 芝口一丁目ヨリ車坂町迄
車坂町ヨリ三ノ輪町迄
延長(約) 一三、五九七
幅員 二二乃至四四
- 二 九段坂下ヨリ南神保町、兩國橋ヲ經テ龜戸町ニ
至ル
九段坂下ヨリ南神保町迄
内譯 南神保町ヨリ兩國橋西詰迄
兩國橋西詰ヨリ龜戸町迄
延長(約) 六、二〇〇
幅員 二七乃至三六
- 三 吳服橋外ヨリ永代橋、澤海橋ヲ經テ砂町ニ至ル
有樂町一丁目ヨリ尾張町、木挽町三丁目、築地三
丁目ヲ經テ月島二號地ニ至ル(隅田川ヲ含マス)
有樂町一丁目ヨリ木挽町三丁目迄
内譯 木挽町三丁目ヨリ築地三丁目迄
築地三丁目ヨリ月島二號地迄
延長(約) 八、〇四八
幅員 三三
- 四 草橋、南元町、北田原町ヲ經テ金杉下町ニ至ル
上野公園前ヨリ駒形町ヲ經テ押上町ニ至ル
東京驛東口ヨリ下槇町、龜島橋ヲ經テ越前堀一
丁目ニ至ル
東京驛東口ヨリ下槇町迄
内譯 下槇町ヨリ龜島橋西詰迄
龜島橋西詰ヨリ越前堀一丁目迄
延長(約) 三、六四〇
幅員 三三
- 五 東京驛東口ヨリ下槇町迄
内譯 下槇町ヨリ龜島橋西詰迄
龜島橋西詰ヨリ越前堀一丁目迄
延長(約) 四、二〇〇
幅員 四四
- 六 東京驛東口ヨリ下槇町迄
内譯 下槇町ヨリ龜島橋西詰迄
龜島橋西詰ヨリ越前堀一丁目迄
延長(約) 三、四四五
幅員 三三
- 七 東京驛東口ヨリ下槇町迄
内譯 下槇町ヨリ龜島橋西詰迄
龜島橋西詰ヨリ越前堀一丁目迄
延長(約) 三、四四五
幅員 三三
- 八 東京驛東口ヨリ下槇町迄
内譯 下槇町ヨリ龜島橋西詰迄
龜島橋西詰ヨリ越前堀一丁目迄
延長(約) 三、四四五
幅員 三三

◎街路運河公園索引(新計畫)

- 八 永樂町一丁目濠端ヨリ元千代田町ニ至ル 二〇〇 七八
- 九 櫻田門外ヨリ新議事堂前ニ至ル 五八〇 七三
- 一〇 相生橋南詰ヨリ和倉町、相生町ヲ經テ中ノ郷竹町ニ至ル 五、〇五〇 二五乃至三三
- 内譯 相生橋南詰ヨリ和倉町迄 一、二五〇 三三
- 和倉町ヨリ中ノ郷竹町迄 三、八〇〇 二五
- 一一 東京驛北口、錢瓶町ヨリ新常盤橋、小傳馬町一丁目ヲ經テ淺草橋ニ至ル 一、五八〇 二七
- 一二 神田橋内ヨリ小川町、湯島四丁目、本郷一丁目ヲ經テ本郷三丁目ニ至ル 二、〇七五 二七乃至三三
- 神田橋内ヨリ小川町迄 五三〇 三三
- 小川町ヨリ湯島四丁目迄 七二〇 二七
- 湯島四丁目ヨリ本郷一丁目迄 五四五 三三
- 本郷一丁目ヨリ本郷三丁目迄 二八〇 二七
- 一三 一ツ橋内ヨリ南神保町壹岐殿坂下ヲ經テ春日町ニ至ル 一、九七三 二七(ロ)
- 一四 大手町一丁目ヨリ一ツ橋内雉子橋ヲ經テ飯田橋北詰ニ至ル 二、六〇五 二七乃至三六
- 内譯 大手町一丁目ヨリ一ツ橋内迄 六二〇 三六
- 一ツ橋内ヨリ飯田橋北詰迄 一九八五 二七

- 一五 虎ノ門ヨリ西久保神谷町ニ至ル 九七〇 二七
- 一六 櫻田本郷町ヨリ芝公園ニ至ル 一、〇五五 三三
- 一七 鍛冶橋外ヨリ柳町、彈正橋、高橋ヲ經テ永代橋西詰ニ至ル 一、七一八 二二乃至三三
- 鍛冶橋外ヨリ柳町迄 四三六 三三
- 柳町ヨリ永代橋西詰迄 一、二八二 二二
- 一八 芝口一丁目ヨリ虎ノ門ヲ經テ赤坂見附ニ至ル 二、七四五 三三
- 一九 雉子橋外ヨリ鎌倉河岸、城邊河岸ヲ經テ新橋驛ニ至ル 四、〇六四 二二乃至二七(ロ)
- 内譯 雉子橋外ヨリ鎌倉河岸、城邊河岸ヲ經テ二葉町迄 三、九七六 二七
- 二葉町ヨリ新橋驛迄 八八 二二
- 二〇 富士見町一丁目ヨリ市ヶ谷見附ニ至ル 九三〇 二七
- 二一 九段坂下ヨリ富士見町一丁目、半藏門前ヲ經テ新議事堂前ニ至ル 二、五四〇 二七
- 二二 湯島四丁目ヨリ二長町、御藏前片町、法恩寺橋ヲ經テ龜戸町ニ至ル 五、四八〇 二二乃至二七
- 湯島四丁目ヨリ御藏前片町迄 二、一八〇 二七
- 御藏前片町ヨリ龜戸町迄 三、三〇〇 二二
- 二三 淺草區田町二丁目ヨリ金杉下町ニ至ル 七八二 二二
- 二四 横網町一丁目ヨリ兩國驛ニ至ル 一六三 三三

◎街路運河公園索引(新計畫)

◎街路運河公園索引(新計畫)

三〇	坂本裏町ヨリ聖天町ニ至ル	一、九四七	一五
三一	金杉上町ヨリ龍泉寺町ニ至ル(甲)	九一	一五
三二	金杉上町ヨリ龍泉寺町ニ至ル(乙)	一二四	一五
三三	入谷町ヨリ馬喰町四丁目ニ至ル	二、八七九	一五
三四	向柳原町一丁目ヨリ旅籠町二丁目ニ至ル	八五五	一五
三五	馬道町一丁目ヨリ黒船町ニ至ル	八三七	一五
三六	花川戸町ヨリ淺草區田町二丁目ニ至ル	一、三五六	一一(二)
三七	今戸町ヨリ橋場町ヲ經テ南千住町地方橋場ニ至ル	一、七〇七	一一乃至一五
内譯) 今戸町ヨリ橋場町迄			
橋場町ヨリ地方橋場迄			
三八	地方今戸町ヨリ橋場町ニ至ル	一、〇一九	一五
三九	龜岡町三丁目ヨリ橋場町ニ至ル	二、三七	一五
四〇	元町ヨリ清住町ニ至ル	一、四〇〇	一五
四一	中ノ郷瓦町ヨリ越中島町ニ至ル	五、四三九	一五(ハ)
四二	中ノ郷業平町ヨリ本所驛脇ヲ經テ洲崎ニ至ル	四、四三七	一五
四三	向島須崎町ヨリ向島押上町ニ至ル	八七四	一五
四四	西元町ヨリ大島町ニ至ル	二、八七六	一五
四五	東扇橋町ヨリ砂町八右衛門新田ニ至ル	七四三	一五(ニ)
四六	古石場町ヨリ鹽濱町ニ至ル	一八九	一五

四七	柴井町ヨリ愛宕町一丁目ニ至ル	六九二	一一
四八	烏森町ヨリ源助町ニ至ル	三六四	一一
四九	神明町ヨリ芝公園五號地ニ至ル	五二八	一一
五〇	新網町北側ヨリ芝公園十二號地ニ至ル	六一九	一一
五一	港町ヨリ芝公園十五號地ニ至ル	六〇一	一一
五二	新櫻田町ヨリ愛宕町二丁目ニ至ル	六五一	一一
五三	烏森町ヨリ宇田川横町ニ至ル	八四八	一一
五四	新築町五丁目ヨリ日比谷町ニ至ル	五四六	一一
五五	川口町ヨリ銀町一丁目ニ至ル	二二八	一一
五六	采女町ヨリ白魚橋ニ至ル	七四六	一一
五七	新湊町三丁目ヨリ隅田川右岸ニ至ル	一五一	一一
五八	柳町ヨリ淺草橋南詰ニ至ル	一、二一八	一一
五九	芳町ヨリ箱崎町二丁目ニ至ル	七〇一	一一
六〇	東龍閑町ヨリ蠣殻町三丁目ニ至ル	一、六八七	一一
六一	小網町三丁目ヨリ濱町三丁目ニ至ル	七八八	一一
六二	錦町二丁目ヨリ新銀町ニ至ル	四一三	一一
六三	錦町三丁目ヨリ通神保町ニ至ル	三一三	一一
六四	西小川町一丁目ヨリ三崎町一丁目ニ至ル	三〇八	一一
六五	西小川町一丁目ヨリ表猿樂町ニ至ル	三七五	一一
六六	淡路町二丁目ヨリ三崎町一丁目ニ至ル	一、一四一	一一

◎街路運河公園索引(新計畫)

六七	削除	(大正十三年五月二日)	六八四
六八	一番町ヨリ中六番町ニ至ル	(内務省告示第二百七號)	八三九
六九	五番町ヨリ元園町二丁目ニ至ル		九二一
七〇	龍泉寺町ヨリ三ノ輪町ニ至ル		五二八
七一	金杉上町ヨリ揚屋町ニ至ル		九四六
七二	金杉上町ヨリ淺草町ニ至ル		一、六七八
七三	萬年町二丁目ヨリ新谷町ニ至ル		一、二七〇
七四	下車坂町ヨリ花川戸町ニ至ル		一、〇九二
七五	上車坂町ヨリ松清町ニ至ル		一九三
七六	千束町一丁目ヨリ金龍山瓦町ニ至ル		三〇七
七七	馬道五丁目ヨリ山ノ宿町ニ至ル		五〇四
七八	象潟町地内		八五五
七九	淺草區田町一丁目ヨリ今戸町ニ至ル		七二八
八〇	吉野町ヨリ南千住町地方橋場ニ至ル		一、二七六
八一	山谷町ヨリ田中町ニ至ル		一、六二五
八二	千束町二丁目ヨリ龜岡町三丁目ニ至ル		二、三一一
八三	千束町一丁目ヨリ北富坂町ニ至ル		一、七五三
八四	金杉上町ヨリ元鳥越町ニ至ル		六七七
八五	神吉町ヨリ二長町ニ至ル		
八六	車坂町ヨリ御徒町二丁目ニ至ル		

八七	御徒町一丁目地内	五六八	一一
八八	元鳥越町ヨリ上平右衛門町ニ至ル	五九七	一一
八九	永堀町ヨリ深川區大島町ニ至ル	八六七	一一
九〇	御徒町一丁目ヨリ須賀町ニ至ル	一、〇八一	一一
九一	弓町一丁目ヨリ下谷區竹町ニ至ル	二、〇七五	一一
九二	西鳥越町ヨリ森田町ニ至ル	四七八	一一
九三	湯島天神町一丁目ヨリ下谷區竹町ニ至ル	一、二四一	一一
九四	小島町ヨリ北富坂町ニ至ル	五二二	一一
九五	上野廣小路ヨリ永住町ニ至ル	一、〇三二	一一
九六	七軒町ヨリ諏訪町ニ至ル	八五五	一一
九七	湯島四丁目ヨリ湯島梅園町ニ至ル	六三七	一一
九八	湯島五丁目ヨリ湯島切通坂町ニ至ル	四四〇	一一
九九	清住町ヨリ深川區大島町ニ至ル	一、四六五	一一
一〇〇	三ノ輪町ヨリ三河島町ニ至ル	三九一	一一
一〇一	日暮里町金杉地内	五〇二	一一
一〇二	中ノ郷瓦町地内	一八二	一一
一〇三	原庭町ヨリ柳島元町ニ至ル	一、六七八	一一
一〇四	外手町ヨリ柳島横川町ニ至ル	一、九五七	一一
一〇五	横網町二丁目ヨリ太平町二丁目ニ至ル	一、九二九	一一
一〇六	元町ヨリ龜戸町ニ至ル	二、六三九	一一

◎街路運河公園索引(新計畫)

◎街路運河公圖索引(新計畫)

一〇七	相生町ヨリ西六軒堀町ニ至ル	六九二	九八
一〇八	中ノ郷竹町ヨリ荒井町ヲ經テ數矢町ニ至ル	三八七七	一一乃至一二
内譯	中ノ郷竹町ヨリ荒井町迄	四四九	一一
荒井町ヨリ數矢町迄		三、四二八	一一
一〇九	小梅業平町ヨリ茂森町ニ至ル	三、六四〇	一一
一一〇	中ノ郷業平町ヨリ太平町ニ至ル	一、〇四八	一一
一一一	押上町ヨリ太平町ニ至ル	一、〇四八	一一
一一二	押上町ヨリ柳島町ニ至ル	七六四	一一
一一三	柳島横川町ヨリ龜戸町ニ至ル	六二四	一一
一一四	佐賀町一丁目ヨリ龜住町ニ至ル	六一二	一一
一一五	安宅町ヨリ徳右衛門町ニ至ル	一、〇三四	一一
一一六	徳右衛門町ヨリ深川區本村町ニ至ル	一、一六五	一一
一一七	柳原町ヨリ豊住町ニ至ル	二、一三九	一一
一一八	猿江裏町ヨリ大島町ニ至ル	六三七	一一
一一九	靈岸町ヨリ山本町ヲ經テ砂町ニ至ル	二、三四八	一一
一二〇	和倉町ヨリ西平井町ニ至ル	一、三七二	一一
一二一	富岡門前町ヨリ越中島町ニ至ル	六四二	一一
一二二	深川區大島町ヨリ平久町ニ至ル	一、〇七四	一一
一二三	烏森町ヨリ有樂町三丁目ニ至ル	五二八	一一

第一運河ノ部(圖面省略)

新鑿

番號	名稱	區	域	延長(約)	幅員	深度(零點下)
一	築地川	金六町地先櫻川ヨリ木挽町一丁目地先築地川ニ至ル		二九〇*	三三*	一、八*

改修

番號	名稱	區	域	延長(約)	幅員	深度(零點下)
一	小名木川	上大島町地先横十間川ヨリ新安宅町地先隅田川ニ至ル		二、四六〇*	五五*	二、一*
二	横十間川	柳島元町地先北十間川ヨリ豊住町地先十間川ニ至ル		三、六七〇	四〇	一、八
三	大島川	木場町地先大横川ヨリ諸町地先隅田川ニ至ル		一、九二〇	四〇	一、八
四	神田川	柳原河岸地先ヨリ新柳町地先隅田川ニ至ル		一、四二〇	四七	一、八
五	日本橋川	富島町地先龜島川ヨリ大川端町地先隅田川ニ至ル		四七〇	四七	一、八

◎街路運河公圖索引(新計畫)

◎街路運河公園索引(新計畫)

六	楓川	本材木河岸地先日本橋川ヨリ柳町地先櫻川ニ至ル	一、二二〇	三三	一、八
七	櫻川	金六町地先京橋川ヨリ港河岸地先龜島川ニ至ル	七五〇	三三	一、八
八	京橋川	北紺屋町地先外濠ヨリ金六町地先櫻川ニ至ル	六〇〇	三三	一、八
九	築地川	木挽町八丁目地先ヨリ築地四丁目地先海ニ至ル	五五〇	四七	一、八
一〇	築地川	木挽町一丁目地先ヨリ木挽町八丁目地先ニ至ル	一、一三〇	三三	一、八
一一	汐留川	木挽町七丁目地先三十間堀川ヨリ木挽町八丁目地先築地川ニ至ル	四〇〇	三三	一、八

一〇〇

第三 公園ノ部 (圖面省略)

東京都市計畫公園新設ノ件左ノ通定ム (大正十三年四月一日 内務省告示第四百七十號)

一	濱町公園	日本橋區濱町一丁目及濱町二丁目ノ内	置	面積(約)	一萬一千坪
二	隅田公園	本所區新小梅町及向島須崎町ノ内並淺草區花川戸町、山ノ宿町、金龍山瓦町及今戸町ノ内	置	面積(約)	三萬二千坪
三	錦糸公園	本所區太平町二丁目ノ内	置	面積(約)	一萬八千坪

第四 小公園ノ部 (圖面省略)

東京都市計畫小公園新設ノ件左ノ通定ム (大正十三年七月四日 内務省告示第四百二十四號)

改正略符 (イ)大正十四年三月三十日內務省告示第五一號

一	上六公園	麴町區上六番町ノ内	置	面積(約)	九〇〇
二	西小川公園	神田區仲猿樂町ノ内	置	面積(約)	七五〇
三	錦華公園	同區裏猿樂町ノ内	置	面積(約)	九〇〇
四	淡路公園	同區淡路町二丁目ノ内	置	面積(約)	八〇〇(イ)
五	神田公園	同區多町二丁目及新銀町ノ内	置	面積(約)	八〇〇

◎街路運河公園索引(新計畫)

一〇一

◎街路運河公園索引(新計畫)

六	練成公園	同區五軒町ノ内	九〇〇
七	橋本公園	同區橋本町一丁目、同二丁目、豊島町及江川町ノ内	九〇〇
八	芳林公園	同區末廣町ノ内	九〇〇
九	常盤公園	日本橋區本石町一丁目ノ内	九〇〇
一〇	久松公園	同區久松町ノ内	九〇〇
一一	十思公園	同區小傳馬上町ノ内	六〇〇
一二	箱崎公園	同區箱崎町三丁目ノ内	九〇〇
一三	日本橋公園	同區蠣殼町二丁目ノ内	七五〇(イ)
一四	鐵砲洲公園	同區蠣殼町二丁目及同三丁目ノ内	九〇〇
一五	京橋公園	京橋區新湊町二丁目及同三丁目ノ内	九〇〇
一六	築地公園	同區築地二丁目ノ内	七〇〇
一七	越前堀公園	同區越前堀一丁目ノ内	九〇〇
一八	月島第一公園	同區月島東中通三丁目、四丁目ノ内	一、一四〇(イ)
一九	月島第二公園	同區月島西中通八丁目及同九丁目ノ内	一、四〇〇(イ)
二〇	櫻田公園	芝區愛宕下町一丁目ノ内	九〇〇
二一	南櫻公園	同區佐久間町二丁目ノ内	九〇〇
二二	新花公園	本鄉區湯島新花町ノ内	九〇〇
二三	元盛公園	同區元町一丁目ノ内	九〇〇
二四	東盛公園	下谷區三ノ輪町ノ内	一、〇〇〇

二五	山伏公園	同區山伏町ノ内	七〇〇
二六	入谷公園	同區入谷町及金杉上町ノ内	〇〇〇
二七	西町公園	同區南稻荷町及西町ノ内	〇〇〇
二八	御徒町公園	同區仲御徒町二丁目ノ内	〇〇〇
二九	石濱公園	淺草區玉姬町ノ内	九〇〇
三〇	千束公園	同區千束町二丁目ノ内	八〇〇
三一	小島公園	同區小島町ノ内	九〇〇
三二	富士公園	同區象潟町ノ内	八〇〇
三三	田原公園	同區田原町二丁目ノ内	〇〇〇
三四	金龍公園	同區新谷町ノ内	八〇〇
三五	松葉公園	同區松葉町ノ内	九〇〇
三六	精華公園	同區北富坂町及榮久町ノ内	九〇〇
三七	柳北公園	同區向柳原町二丁目ノ内	九〇〇
三八	玉姬公園	同區玉姬町及淺草町ノ内	〇〇〇
三九	中和公園	同區柳島元町三丁目ノ内	〇〇〇
四〇	柳島公園	同區柳島元町ノ内	〇〇〇
四一	横川公園	同區中ノ郷横川町ノ内	九〇〇
四二	江東公園	同區相生町三丁目ノ内	九〇〇
四三	茅場公園	同區茅場町三丁目及柳原町二丁目ノ内	九〇〇
四四	外手公園	同區若宮町ノ内	九〇〇

◎街路運河公園索引(新計畫)

四五
四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二

◎街路運河公園索引(新計畫)

菊川公園	同區菊川町一丁目ノ内
永倉公園	同區永倉町ノ内
元加賀公園	深川區元加賀町ノ内
八名川公園	同區西元町ノ内
森下公園	同區東森下町ノ内
臨海公園	同區門前仲町、黒江町及蛤町二丁目ノ内
東陽公園	同區東平井町ノ内
扇橋公園	同區石島町ノ内

九〇〇〇
九〇〇〇
九〇〇〇
八〇〇〇
九〇〇〇
九〇〇〇
九〇〇〇

一〇四

大正十四年五月二十五日印刷
大正十四年五月二十八日發行

不許複製

東京都市計畫地域圖附錄

編輯者 若森直良
 編者 染谷光範
 發行者 湯澤陸雄
 東京市日本橋區上槇町八番地

發行所

警眼社

東京市日本橋區上槇町八番地
 電話大手 二五八八番
 電話大番 二三六二番
 振替東京 二二二番

337
365

終